

むつ市議会第188回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成18年6月22日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第65号 平成18年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 39番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 22番 工藤 孝夫 議員
- (3) 14番 澤藤 一雄 議員
- (4) 18番 柴田 峯生 議員
- (5) 23番 大澤 敬作 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（58人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	5番	堺		孝	悦
6番	川	端	一	義	7番	川	下	八	十
8番	小	林		正	9番	菊	池	一	郎
10番	新	谷		功	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	杉	浦		洋
20番	久	保	田	昌	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐	々	木	隆	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	德			誠
38番	佐	々	木	肇	39番	鎌	田	右	よ
40番	菊	池	広	志	41番	野	呂	泰	喜
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清	四	50番	服	部	清	三
52番	杉	本	清	記	53番	慶	長	德	造
54番	佐	藤		司	55番	牛	滝	春	夫
56番	本	間	千	佳	57番	半	田	義	秋
58番	坪	田	智	十	59番	斉	藤	孝	昭
60番	中	村	正	志	61番	富	岡		修
62番	川	端	澄	男	63番	宮	下	順	一

欠席議員（4人）

4番	村	中	徹	也	24番	松	野	裕	而
30番	千	船		司	42番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十田夫	選挙管理委員会事務代理	佐々木	鉄郎
農委會員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務部長 総理出納室長	西堀	敏夫	企画部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	保健福祉部長	名久井	耕一
経済部長	佐藤	純一	建設部長	成田	豊
教育部長	宮下	孝信	教委事務員	新谷	加水
公企局 局長	小川	照久	監査委員	遠藤	雪夫
総務部長	千船	藤四郎	企画部長	工藤	武勝
企画調整部長	近原	芳栄	建設課長	太田	信輝
選挙管理委員会事務局長	大芦	清重	農務局長	村川	修司
企画課部長	奥島	慎一	企画部長	下山	益雄
建設課長 土木部課長	布施	恒夫	川庁舎所長	佐藤	吉男
川産課 内業庁舎振興課長	笠井	哲哉	大庁舎所長	伴	邦雄
協野舎所長	船澤	桂逸	総務課長	鴨澤	信幸
総務課長 総務係	吉田	真	総務課長	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫	次	長	高	田	文	明
総括主幹	工	藤	昌	志	主	幹	柳	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々子		庶務係	主査	濱	村	勝	義
調査係主査	青	山		諭	主任	主査	赤	石	奈穂子	
議事係主任	葛	西	信	弘	議事	主任				

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日、市長から今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し出があり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第65号 平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま追加上程されました議案第65号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、去る6月15日付で、関根浜地区の沿岸漁業振興にとの趣意をもって、東京電力株式会社から2億円及び日本原子力発電株式会社から

5,000万円のご寄附の申し出がありましたので、これをむつ市関根浜沿岸漁業振興基金に組み入れるとともに、この基金の一部を財源として、関根浜漁業協同組合で計画しております漁網洗浄施設設置事業に対する補助金8,300万円を追加するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は313億9,300万4,000円となります。

以上をもちまして、追加上程されました議案についてその大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第65号については、明6月23日、一般質問に先立ち質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、澤藤一雄議員、柴田峯生議員、大澤敬作議員、菊池広志議員、佐藤司議員、村川壽司議員、東健而議員、堺孝悦議員、目時睦男議員、慶長徳造議員、横垣成年議員の順となっております。

本日は、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、澤藤一雄議員、柴田峯生議員、大澤敬作議員の一般質問を行います。

鎌田ちよ子議員

○議長（宮下順一郎） まず、鎌田ちよ子議員の登

壇を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

(39番 鎌田ちよ子議員登壇)

○39番(鎌田ちよ子) おはようございます。39番、公明党むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子です。むつ市議会第178回定例会で登壇いたしまして以来毎回質問させていただき、今回で10回目となります。むつ市議会第188回定例会に当たり一言お礼を申し上げます。

市長初め教育委員会委員長、市長部局の皆様には大変ありがとうございました。今後も市民の声を市政にお届けしてまいりたいと念願しております。

それでは、通告に従い一般質問に入らせていただきます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、誠意あるご答弁よろしくお願い申し上げます。

第1の質問は、子育て支援対策についてお伺いいたします。4月26日、東奥日報明鏡欄の記事で衝撃を受けました。「しっかりした子育て支援を」との題で、2人の子供さんの子育て真っ最中の方からのおしかりの投稿でした。原文をそのままご紹介いたします。「むつ市は子育て支援に取り組む意識がとても低いと感じます。子供が生まれ、子育てサークルや子供のための施設の少なさに驚きました。寒い冬の間、子供たちは家の中でいたいどうやって過ごすのでしょうか。最近、子育てメイトや市による支援活動も増えてきましたが、それも月に一、二回。病気で休むと全く参加できなかつたりとももの足りなさを感じます。ほかのお母さんたちからも冬の間、思いっきり遊べる所が欲しいという声がたくさん聞かれます。先日ウェルネスパークと来さまい館がオープンしましたが、どちらも大人のための施設です。その建設費の一部でも子育て支援のために使ってほしいと思いました。むつ市は転勤族が多く、見知らぬ土地で一人で子育てをしている人が多くいるはずで

す。そんな人たちのためにも気軽に足を運べる児童館の建設や子育てサークルなどへのより多くの支援など、もっと楽しく子育てをしていけるように市として取り組んでほしいと思います」とありました。この投稿記事を市長部局の皆様も読まれていると思います。皆様はどのように感じられたのでしょうか。子育て中の若い方々に何とかして力になれないのでしょうか。

私のめいも子育て中ですが、以前はアークスプラザで気兼ねなく安心して子供を遊ばせられたが、雨降りや冬場の遊び場がなくなり困っていると嘆いています。そして、またこのところのガソリンの高騰で遠くへは簡単に行けなくなりました。これからのむつ市を担う若い方の切実な訴えに行政として早期に対策を講じなければなりません。

先月行政視察で神奈川県海老名市に行っていました。財政の厳しい中、学ぶ機会をいただき、大変ありがとうございます。海老名市、人口12万3,910人、世帯数4万7,449世帯、むつ市の人口6万6,401人、世帯数2万8,097人、これは5月の世帯数、人口数です。市庁舎に入ったとき目に飛び込んできたのが一番手前にあった児童福祉課です。この市は、子供を大切に行政を進めていると感動いたしました。

海老名市の子育て支援センター「すくすく」は、家庭の子育て機能を補充するとともに、地域で子育てを支援する基盤形成のため、平成10年4月に設立、現在スタッフは所長、臨時保育士2名、非常勤保育士2名、非常勤相談員4名の9名が配置され、事業内容としては電話相談、来所相談と、すくすくサロン、移動サロン、ちょっぴり教室を開催していました。地域に出向いて地域の方々のご協力をいただき、子育て家庭を応援するシステムが機能しており、子育て家庭の母と子がたくさんの親子と出会い、一緒に遊んだりお話しするサ

ロンとしてすすくサロン、移動サロン、野外サロン、土曜サロンなどがあります。子育ての悩みや困難なケースの子供さんを抱える保護者の交流の場であるちょっぴり教室、そして企業や消防署、市役所などの昼食時間を利用して父親を対象にした子育てのワンポイントアドバイスをするランチタイム講座には、「ママの笑顔はパパの優しい一言で」と書いたメモ入りのポケットティッシュをプレゼントに用意してあり、スタッフの思いやりを感じました。手づくりの月間予定表やパンフレットなど、皆さんが参加しやすいよう工夫していました。また、市政だよりの表紙にも、「子育てを応援します」と掲載されておりました。事業の円滑な実施のため、民生委員児童委員、主任児童委員など多くの方に手づくりのパンフやしおりをつくり、出前講座を行い、ボランティアを育成、土曜サロンではお母さん以外の保護者と子供さんが参加した行事を開催、すすく講座は、子供のけがや病気のときに慌てないための救急法や幼児安全法について講師を依頼し、開催しています。仲よしのお母さんたちの集まりであるグループは40以上の子育てサークルが次々に結成され、活動を展開しています。サロンを交流の場として親同士が友達になり、子育ての悩みもおしゃべりをする中で解消され、相談件数が減少してきたと報告がありました。子育てを支援センタースタッフ、保健師、栄養士、民生委員児童委員、赤十字奉仕団、ファミリーパートナー、ボランティアなど多くの皆さんが支えていました。

海老名市は、本市の2倍弱の人口と世帯で、福祉行政については平成18年度一般会計当初予算約335億円のうち民生費は約90億円で全体の27%、児童福祉課予算は27億円で民生費の30%の予算を確保した中で本事業を展開されております。

私は、むつ市議会第181回定例会においても地域子育て支援センターについて質問いたしました

が、現在は合併により地域が拡大しています。新むつ市としての子育て支援を進めていくうえで、地域に出向いた支援事業に転換していくことが課題であると認識いたしますが、いかがでしょうか。現在子供に関する業務が健康推進課、児童家庭課、教育委員会に分かれており、小さな子供さんを連れ、わかりにくい市役所本庁舎内をあちこち探し歩いている姿を目の当たりにし、子供に関する業務を統合し、新たな部を新設することで子供政策を一元化するとともに、地域や社会を巻き込んだ政策を独自に打ち出していける体制づくりを早急に行い、子育てに行政がしっかりかかわりを持つ体制づくりが急務であります。

そこで、1、本市の現況と今後の取り組みについて、2、一元化の体制づくりのために新たな部の新設についての2点について市長のご所見をお伺いいたします。

第2の質問は、シングルマザー支援事業についてお伺いいたします。国の2003年の調査によりますと、母子家庭の平均年収は162万円と一般世帯の3分の1以下、県の調査でも4割が月収10万円未満で、6割が生活に困ると回答しています。これまで私が相談を受けた本市の母子家庭の平均月収は六、七万円でした。パートでの少ない収入の中で子育てと生計の担い手という二つの役割を母親が背負いながら生活費や就業、育児と仕事の両立を過重負担と感じながらも頑張っておられる方々がほとんどでした。

ところで、母子家庭の母親、シングルマザーの就業と自立を促進するため、厚生労働省が2003年度に創設した支援策のうち、助成金などを支給する3事業を実施している自治体は、実施可能な全国879自治体の23から61%にとどまっていることが5月26日同省の06年度版母子家庭白書で明らかになりました。財政難や事業の認知不足などが理由と見られ、住む地域で差が生じるのは問題であ

り、今まで以上に働きかけていくとしております。支援事業とは、パートのシングルマザーを正社員として雇用した事業主に1人当たり30万円の奨励金支給事業、介護福祉士など資格取得の養成講座に通うシングルマザーへの助成事業、語学など指定講座の受講料を一部支給する事業の3事業であります。

ところで、同省の母子家庭白書では、3事業とも郡部は高く、市部が低いとの調査結果でありました。本市の現況と今後の取り組みについて市長にお伺いいたします。

質問の3は、防災及び災害対策についてお伺いいたします。むつ市議会においても、災害時市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行わせ、市民の生命及び財産の保全に努めるため災害対策会議設置規程が本年4月施行になりました。

本市は、原子力半島と呼ばれる下北半島の中心に位置しています。日本は、世界の0.25%の国土面積しかないのに対して、マグニチュード6以上の地震の回数は22.9%を占めるほか、活火山数も7.1%、死者数0.5%、災害被害額16%と災害を受けやすい国土になっています。これは、大半が温帯に属し、四季が明確という日本の気候が台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害を招きやすいためです。特に最近では集中豪雨による被害が多く、気象庁のデータによると、1時間当たりの雨量が100ミリを超える集中豪雨は90年1回、91年2回、96年からは毎年3回から10回と多発し、自然災害の脅威は甚大な被害をもたらす、被災された方々は現在もご苦労されています。災害は、一たん起きるとまとまった被災者を出し、自分だけは大丈夫とはいきません。日ごろからの備えが大事になります。

ところで、8月には青森県総合防災訓練が本市で予定されており、青少年の健全な育成を目的と

して、この訓練に地域防災強化の担い手、マンパワーに育てる機会であります。各行政機関との調整など難しいとは思われますが、中学生の皆さんにも参加する機会を与えてはいただけないでしょうか。本市で実施予定の青森県総合防災訓練について市長にお伺いいたします。

以上、3項目について質問いたします。再質問の中では、必要に応じ、教育委員会委員長にお答えをいただく場合もありますので、よろしくお願いいたします。

前向きなご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

用意された原稿を読む前に、お読みになられた投稿についての感想を申し上げます。

おっしゃいますように我がむつ市は、通勤族も結構多いのです。と同時に、最近の傾向として向こう三軒両隣という言葉が意味を失いつつあります。子育てというのは、昔は大体向こう三軒両隣、おばあちゃん、隣のおじちゃん、おばちゃん、そういう方々が支えてくれました。もう一つ、受験勉強というものが今子供たちの連帯感を失わせつつあります。最近の声かけというようなことが、大人に対する不信感を醸成しております。おじちゃんに声かけられたら逃げなさいと、こう教えています。そういう中での今お読みになられた投稿の内容というのが、現在の、我がまちでもそうでありましょうが、海老名市が例えとして出てまいりました。海老名市というのは神奈川県、人口がふえつつある土地の中のまちであります。人口がふえていくということは、近隣関係の親密さを失わせていく、そういう現象を生み出します。そこで、今私たちのまちがどういうことをやっている

かということをお答えをしたいと思います。

当市の子育て支援の現況と今後の取り組みについてでありますけれども、現在市で活動しております子育て支援団体は、地域子育て支援センター、むつ市子育てメイト連絡協議会、むつ市家庭教育推進協議会などです。これらの子育て支援について内容を申し上げますと、まず地域子育て支援センターは、国が21世紀の少子社会に対応するため、平成7年度からおおむね10年間で社会全体での子育て支援策を総合的、計画的に推進することとし、特に緊急に実施する必要がある保育対策等の事業については、重点的に整備する目的で全国に3,000カ所、各市町村に1カ所を設置する目標を掲げて立ち上げた事業であります。

地域子育て支援センター事業は、子育て家庭の支援活動の企画調整を行うもので、具体的な取り組みとしては、相談活動として電話相談、面接相談及び年齢別の保育相談、子育て支援活動として遊び方の提供や保育所の年間行事に合わせた活動、子育て講習会の開催、保育体験、ボランティアとの交流会、サークルや子育てボランティアの育成と支援、保育サービスに関する情報提供、活動場所の提供や利用施設の利用料金の支援、聞いただけではちょっとわからないことを一生懸命やっているわけです。というようなことを行って地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ることを目的としております。

市では、平成10年4月に大平保育所、現在は移譲により大平保育園と名称が変更となっておりますが、そのほかに平成14年4月に大畑中央保育所においてこのような事業を実施いたしております。

平成17年度の利用状況を申し上げますと、大平保育園で年間101回開催しており、登録者数231組、延べ3,859組の方々が利用されております。また、

大畑中央保育所は年間42回開催しており、登録者数51組、延べ354組の方々が利用されております。

次に、むつ市子育てメイト連絡協議会の事業は、青森県が平成9年8月に地域における子育て支援の担い手として県内3,000人に委嘱し、子育てに関するさまざまな不安や悩みを抱える母親や家族に対し、身近で気軽な子育て相談相手として子育て支援を行うことを目的に実施された事業で、平成16年度までは青森県非常勤特別職として委嘱され、それぞれの地域で活動されておりましたが、この辺が余り気に食わないところであります。お答えしながら、実に不満なのであります。平成17年度からは県の非常勤職員という身分から任意団体のボランティアとなりました。何年かやるとやめてしまうのです。青森県は、大体3年でやめます。せっかく始めたのだから、ずっと続けてくれば我々もその活動を発展させていく力がつくのに、3年やったら、もういいやとやめてしまう。随分多いです。今回ご審議いただいております補正予算の中にも、そういう3年目だからやめるというのがいっぱい出てくるのです。担当者がかわると、その仕組みが変わっていくということになっているのです。実に不愉快であります。

こういうようなことで、任意団体のボランティアになってしまった。しかし、活動は続けられております。制度発足当初は、それぞれの地区において、家庭訪問を中心とした活動でありましたけれども、最近ではふれあい広場を開設するなど、地域で幅広く子育て支援活動を行っております。現在むつ市子育てメイト連絡協議会は、4地区で42人のメイトさんが活動しており、平成17年度では年間54回開催し、延べ3,289人の方々が利用されております。

次に、むつ市家庭教育推進協議会の事業はむつ市教育委員会が窓口になっており、今月からむつ市子育て支援事業として開始いたしました。この

事業は、文部科学省から青森県家庭教育推進協議会が委託を受け、さらにむつ市家庭教育推進協議会が再委託を受け、むつ市子育てサポートセンターを開設いたしております。

事業内容としては、むつ市子育てサポーター、むつ市子育てメイト連絡協議会が連携し、毎週金曜日は子供とともに参加できるオープンスペースを兼ねたサロンや、毎週木曜日は子ども電話相談のほか、利用者に親しまれる多彩な講座を開催し、子育てで悩む親のための教室、だめな私を許す方法、親子のきずなを深める体験教室、みんなで遊ぼうなど年間19講座が予定されております。

また、市にはむつ地区と脇野沢地区の2カ所にサポートセンターが設置されており、市が連携を図りながら、下北地区全体の住民を巻き込み、ことし10月にわいわい子育て教室の合同講座を開催する準備をしているところであります。今後もさらにこのような学習機会を通じて当市が中心となって広域的連携を図りつつ、わかりやすい家庭教育支援の充実と基盤づくりを目指し、事業の拡大を図ってまいります。

市の出生者数は、平成16年が568人、平成17年では493人と前年と比較して75人減少しております。このような少子化の流れを変え、子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を地域全体で整えることが必要であります。今後市といたしましても、公共施設等の場を提供し、地域で活躍されております各関係団体等の協力を得ながら、子育て支援を広げてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、一元化の体制づくりのために新たな部の新設についてのご質問につきましては、かなり困難であります。している仕事それぞれみんな目的が違う。教育委員会の子供を育てる部門と福祉部門との連携は進めます。しかし、一つの部にし

て共同の活動にするということは、これは予算も含めまして一緒にすることは極めて困難であります。ただし、ご発言の中にありました海老名市では、広報に極めて力を入れておるのではないかと、いうお話につきましては、共感をいたす部分が強うございますから、広報等では随分やっているつもりであります。お目通しを願っていない方も多いいと思います。特別に子育てのための広報を意を用いてふやすという方向を検討してまいります。

次のシングルマザー支援事業のご質問ですが、我が国においてはシングルマザーというのは未婚の母親を大体意味します。岩波書店が出しております「広辞苑」によれば、シングルマザーは未婚の母親、あわせて母子家庭、こういう表現をしておりますけれども、我が国は今ひとり親家庭という表現の方を多く使っております。ですから、シングルマザーというのは大体未婚の母親のことを意味するケースが多うございまして、特にスカンジナビア諸国のようにシングルマザーを支援する制度が強いところでは、シングルマザーという言葉の意味は、未婚の母親の方を意味する場合がございます。でありますから、お答えは母子家庭を、そしてあわせてシングルマザーについてのお答えにさせていただきたいと思っております。

この言葉を今法律的に表現いたしますと、母子家庭自立支援給付金事業という言い方をいたしております。国では、平成15年度から就業支援を柱とする母子家庭等に対する総合的な自立支援策を展開しております。その一環として母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、母子家庭自立支援給付金事業を実施いたしております。

この自立支援事業は、3種類の事業から構成されております。一つ目は、常用雇用転換奨励金事業、常用雇用、つまり継続して安定して雇用される常用雇用に転換するための奨励金の事業であり

ます。二つ目は、高等技能訓練促進費事業、三つ目は、自立支援教育訓練給付金事業であります。以上のようなことで、母子家庭の母が安定した雇用、高いレベルの仕事につく訓練を受けるということでありまして、この事業に対応して一定期間経過した事業主に対して奨励金を支給する事業でありまして、1人当たり30万円を支給いたすということになっております。

また、高等技能訓練促進費事業は、看護師、介護福祉士など経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関において2年以上の教育課程を修業し、資格取得を容易にすることを目的に支援する事業でありまして、月額10万3,000円を限度として受けられます。

また、自立支援教育訓練給付金事業は、職業能力の開発向上により雇用の安定及び就職の促進を目的として指定教育訓練講座の受講料の40%相当の給付金が本人が支払った受講料の額に応じて8,000円以上20万円を限度として受けることができるというものであります。これらの事業は、いずれも国の負担割合が4分の3、市の負担割合が4分の1となっておりますが、現在本市ではこれらの事業を実施していない状況にあります。

平成18年度でこれらの事業を実施する予定の団体は、指定都市と中核都市を除き一般の市では、常用雇用転換奨励金事業は156市、全体の20%、高等技能訓練促進費事業は335市、全体の42.9%、自立支援教育訓練給付金事業は443市、全体の56.7%となっておりますが、県内では弘前市が昨年度から自立支援教育訓練給付金事業を実施しておりまして、これに対して申請された件数は10件と伺っております。今後市といたしましては、対象となる方々の要望等を踏まえ支援をしてまいりたいと考えております。

また、現在青森県母子家庭等就業自立センターが行っている事業として母子家庭の母などに対し

て就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや教育費の相談など、生活支援サービスを行っておりますが、今年度はむつ市を会場にパソコン講習、調理師試験準備講習会を開催することになっており、市としても積極的に支援してまいる予定であります。

三つ目のご質問であります。青少年の健全な育成を目的として8月に当市で実施予定の青森県総合防災訓練に地域防災強化の担い手として中学生を参加させ、マンパワーに育てる機会としてはどうかのご質問であります。青森県総合防災訓練につきましては、平成18年度一般施政方針の中でご説明申し上げ、ご理解を賜ったところでありますが、来る8月30日に青森県、むつ市及び下北地域広域行政事務組合消防本部の主催により大平岸壁をメイン会場として実施されます。この訓練は、災害対策基本法第48条及び青森県地域防災計画、むつ市地域防災計画に基づき防災関係機関、団体と地域住民の参加、連携のもとに地震災害等を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策等の防災活動が迅速、的確かつ総合的に実施できるよう訓練するとともに、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的としております。

現在39の関係機関、関係各団体が万が一災害が発生した場合、自らが何ができるか、何をしなければならないのか、その対処に向けて災害を想定した訓練内容を協議、調整中であります。災害の恐ろしさ、怖さなどは、その実態を知り、老若男女、そして年齢に関係なく避難訓練及び防災訓練の大切さを知っていただくことは当然のことだと思っております。一人一人が災害時にとるべき行動を考え、それを実行するとともに、平素から防災訓練を通じ、瞬時のときに備え必要な知識、技術を習得しておくことが必要であります。防災訓練での知識はあっても、実際に災害が発生したと

き、とっさに行動に移せるようにするためには、訓練を繰り返す以外に方法はないものと考えております。市内の幼稚園、保育所、児童館、小学校及び中学校においては、施設ごとに避難訓練を行っていますが、その訓練の一環として当総合防災訓練を見学し、体験していただけるようお願いをしているところであります。

また、小学校には災害の恐ろしさ、その災害に備えることを理解させるため、社団法人土木学会で発刊の「日本に住むための必須！！防災知識」という低学年、高学年に分かれたDVD付きの冊子を参考にいただければと配布しており、中学校につきましても当該学会から冊子が到着し次第配布する予定としております。

なお、議員からご提言のありました中学生の総合防災訓練への参加につきましては、今後において教育委員会と連携をとりながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 全般にわたり丁寧にご答弁いただきありがとうございます。若干再質問いたします。

ただいま市長より防災についての中学生のボランティアの参加については、前向きにとご答弁いただきましたが、地域防災計画は災害対策基本法に基づき都道府県、市町村において地域の実情に即した防災会議が行われていると認識しております。また、平成17年2月、国の防災基本計画に基づき、水害、土砂災害、津波災害など各災害について修正するとともに、防災ボランティアを受け入れ、支援対策を新たに設け、災害時における防災ボランティアが効果的に活動できるよう円滑な受け入れ態勢の整備などが追加になりました。

ところで、自主防災体制づくりであります、地域防災を強化する担い手として中学生防災スク

ールは今後必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。神戸市では、震災の翌年から住民の防災活動の高揚と青少年の健全な育成を目的として、地域の防災組織の傘下組織として中学生を対象とした防災ジュニアチームを結成して、いざというときに備えて地震の知識や救急救命の仕方を学び、災害時には「みんなのまちはみんなで守る」を合い言葉に消防職員の指導のもと、毎月1回防災訓練や市民救命士の講習を行ってまいりました。市内2校から始めた取り組みは、昨年6月で受講者数1万人を突破したとのことです。

また、横浜市港北消防署では、平成18年度スタートした消防署自主企画事業で、区内の市立中学生に普通救命講習を指導しています。内容といたしましては、心肺蘇生法、人工呼吸と心肺マッサージです。AEDの取り扱い方法を全国統一したカリキュラムに基づいて行っています。言葉で命の大切さを教えるより、命を救う実践の方がより鮮明に刻まれると思います。思いやりや優しさが欠落してしまったと叫ばれている今の子供たちの現状に大変心を痛めています。

今年度より各学校にAEDが配備になりました。そして、本市の現状は今後ますます高齢化が進んでまいります。保護者のご理解をいただきながらであります、命の教育ということで、中学生を防災弱者ではなく、地域防災の担い手に育てる中学生防災スクールを今後ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。この件について、もう少しお伺いしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議員発言の内容については、災害というのは、先ほども老若男女という言葉を使いましたが、人を問わず被害が及ぶものが災害であろうと思います。でありますから、これから大人に入ろうとする時期の中学生について、災害に対する意識を持ち、緊急時にどういう行動をす

ればいいのか、あるいはボランティアの行動にどのように参加すればいいかということについては、これは教育の必要はあろうと思いますが、具体的な進め方について、私の発言する立場ではございません。ただ、一つだけ申し上げられますのは、島原の災害に対して、ボランティアを組織するためのボランティア、これが非常に重要な意味を持ってあった。この経験が阪神・淡路大震災でもボランティアをリードするボランティアがまず組織されなければならなかったということがあります。そういう連携があって初めて中学生のようなこれから成長していった人生に直面していく若い人たちに対する指導も成立をし、効果をあらわすということになるろうというふうに私は考えますが、専門的な立場からは、教育長に答えていただくことにいたします。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 鎌田議員の中学生防災スクールについての再質問にお答えいたします。

ただいま市長からもお話がございましたが、重複するようなところもあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

議員ご指摘のとおり、思いやりや優しさが欠落し、自己の生命に対するありがたみを感じている子供たちは、決して多いとは言えない一面があることも確かなことでございます。そのためにも、生命はかけがえのない大切なものであるということとを段階的に指導する必要があることから、むつ市内のすべての小・中学校におきましては、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、あるいは各教科におきまして熱心に取り組んできたところでございます。

議員の質問にありますように、神戸市では、中学生を対象とした防災ジュニアチームを結成して、消防職員などの指導のもとに、いざというときに備えて地震の知識や救急救命の仕方を学び、

「みんなのまちはみんなで守る」を合い言葉に、地域で活動するという中学生防災スクールを実施しております。中学生防災スクールにつきましては、むつ市では神戸市のように一足飛びにいかないまでも、中学生を含めて地域を挙げて活動することは青少年健全育成の観点からも大変有意義なものであろうと、このように思っているところであります。今後消防署、あるいは地域、町内会等の組織の中にどのような形で中学生を巻き込んでいただけるものかどうかなどにつきましても検討してみたいと、このように考えております。

最後に、AED（自動体外式除細動器）につきましては、各校の教職員を対象に救命講習を受講させるなど、教職員を中心に活用を図っていくつもりでありますので、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 中学生防災スクールについては、今後ぜひお力をおかりいたしたいと思いません。よろしく申し上げます。

続いて、災害備蓄庫についてお伺いいたします。災害時の非常持ち出し品については、よく知られておりますが、行政として整備しておかなければならないのが発災時の救助、救出活動や避難生活の維持などのための備蓄品です。先月行政視察で訪問した神奈川県海老名市では、市庁舎の並びに大きく災害備蓄庫と書かれた倉庫が2基設置されておりました。本市におきましても、災害備蓄庫の設置は必要不可欠と認識いたします。これは、災害備蓄品の一覧であります。このようなものをこの備蓄庫の中に設置していると伺いました。そこの行政によって、この中身はいろいろあると思いますが、いざというときのために必要なのがこの備蓄庫の備品ではないでしょうか。災害備蓄庫について、市長にお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 災害備蓄庫の必要性、私は今一番対応を急がなければならないのは原子力災害ということであろうと思います。これは、地震はそれなりの災害を発生させるけれども、我がむつ市においては、震度5弱以上の地震が発生していません。原子力については、これから対応を準備しなければならない。そのためにできることは何かということではありますが、私が住んでおります近川がちょうど発電所から10キロ以内の範囲に入っております、金谷沢、大室平、近川までが10キロの範囲なのです。これは、なぜ10キロと言っているかということ、ジェー・シー・オーという核反応が起きた事故では10キロ範囲内の人の避難をさせているのです。しかし、実際にはその10キロ以内で本当に原子力災害に遭った人はどれだけあるかということ、その災害が発生した現場で働いていた人だけなのです。核反応が起きてもそういうレベルであった。あとは風水害、これに対応するのにどうするか。あと工業的な災害が発生する可能性がある工業は、ある意味では私どもの土地にはほとんどないのではないかと。こう考えますと、今災害に備えてさまざまなもの、原子力災害ですと、これは沃度、沃度は既に保健所に用意されております。洗浄装置、これも保健所にもありますし、むつ総合病院にもあります。それ以上の放射線災害に対応するものは、東海村でも経験がありますように、東海村に原子力災害に対する、被曝に関する研究所があるのですが、そこでは対応できなくて東大病院に搬送しているのです。東大病院で死んでいるのです。ですから、私どもが今原子力災害はまず第一に考えなければなりません、それ以上に自然災害への対応を考えなければならない。

ご承知と思いますが、大湊港は地方特定重要港湾、災害時に避難するための港になっている。工

事がこれから始まります。これは、液状化を防止するための工事が始まる。ご承知とは思いますが、奥尻で災害があったときに、救援物資を運んでいったのが大湊地方隊なのです。備蓄してあるのです。自衛隊の主要な目的が国民を守る、災害時に国民を守るということがまず今日の自衛隊法の中では基本的に第1目的なのです。むつ市には航空自衛隊も駐在しております。こういう状況の中で、合併してできた6万7,000の人口、合併はしていませんが、下北郡全部を入れてほぼ9万人、これに対応するための災害救助物資は備蓄がされています。ただし、水は別ですから、水は市の事業になっていますから、水も備蓄しております。

海老名市の場合は、これは東海地震に対応するためにかなり急いで準備したはずで。そういう環境を考えると、大地震の発生が予測される場所と我々の土地とを同列に論ずることは、今はそんなに重要なことではないような気持ちになります。でありますから、自衛隊頼みと言うと、ちょっと言い方が弱いかもしれませんが、しかし海上自衛隊が守備範囲にしております北海道に一番早く着いているのは陸上自衛隊より海上自衛隊なのです。そういうことを考え合わせますと、私は今の状態でも対応はかなり頼りにすることができる状況にあると考えております。

○議長（宮下順一郎） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） ただいま市長からは自衛隊のお力をという答弁をいただきましたが、私も大湊に住んでおりますので、自衛隊のお力は非常に強く感じます。でも、市としてもきちんとした対応をしていただきたいと思いますので、市長部局の皆様にはご検討いただくようよろしくお願いいたします。

次に、災害時相互応援協定について伺います。太平洋戦争末期の学童疎開を縁に相互交流を深めてきた福島市と東京都荒川区は、本年4

月17日、災害時に食糧や飲料水を提供するなど、救援活動の内容を明記した災害時相互応援協定を締結いたしました。この協定書には、大規模災害時の応援内容や応援要請の手続、経費の負担など7カ条に明記されております。具体的には、1、食糧、飲料水、その他生活必需物資の提供、2、これらの提供に必要な資材や機材の提供、3、被災者の救出や医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資材と機材、物資、車両の提供、4、職員の派遣などを決めておられます。ところで、本市といたしましても、災害の備えはふだんからしっかり取り組んでおかなければならない課題であります。最も新しい防災会議資料は、平成12年度版でしたが、現在の状況に応じた防災計画の策定並びに市民の安心と安全を考えた行政について市長にお伺いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。申し合わせの時間が迫っておりますので、簡潔なご答弁をお願いいたします。

○市長（杉山 肅） ここに災害時における相互応援に関する協定書、荒川区長西川太一郎、福島市長瀬戸孝則とあります。一番最初に書いてあるのは、今お話しのように、食糧、飲料水なのです。そしてもう一つ、荒川区と福島市の間にどれくらいのまちがあるか。福島市は、北関東と、こう言っています。伊奈かつぺい氏は、別な表現しています。福島市と荒川区の間にどれくらいのまちがあって、これ本当は水なのです。福島県のダム等で作った水、特に尾瀬の水が荒川区の水源になっている。荒川というのは、別な水源があるわけです。荒川区は、毎年あいさつに行っているそうです、福島へ。1年行かなかったことがあるそうです。福島で水とめると言ったそうです。そんな笑い話みたいな話があるのですが、この協定の重要さは何か。これは、広域災害が生じたときには、距離を超えて助け合いましょうということなので

す。そういたしますと、我々はどういう災害が起きたとき、どこで協定を結んでおくのが必要か。私ども基本的に災害発生時に一番先に出動する、これはボランティアももちろんありますけれども、消防なのです。下北地域全体が消防の事務組合を構成しております。北部上北とも連携を結んでおります。そして、青森県は防災計画を県全体でつくっております。しかし、ことしの大雪のときに新潟県から協力要請が来ております。地震のときにも来ています。私は出ませんでした。出している余裕がなかった。しかし、隣近所は別でしょう。お互いに助け合う協定は、既に基本的に事務組合という形でできている。この中でまず助け合って、足りなければ近隣の岩手県、秋田県からも来てくれるでしょうし、これ見て見ぬふりするの、日本人はなかなかやりにくい。そういう地域全体で協力し合いましょうということは、わざわざ協定を結ばなくてもやらなければならないことです。人間としてやらなければならないことです。

そして、国民保護法という法律が成立しました。このことによってお互いが助け合う、そのためには都道府県がまずやる、市町村もやる、それに対して自衛隊も警察も消防も協力し合うのだという法律ができております。その精神を私どもは守っていくことが絶対必要なことであるとうと、そう考えております。

○議長（宮下順一郎） 39番、申し合わせの時間が過ぎましたので、よろしいですか。ご理解のほどお願いいたします。

これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫でございます。

質問に入る前に、先般ご逝去されました故池田正利議員に対し、謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

それでは、むつ市議会第188回定例会に当たり、通告に基づき質問いたします。

第1は、携帯電話の利活用対策についてであります。この件につきましては、昨年6月、むつ市議会第184回定例会において、主に旧川内地区における湯野川温泉郷に関連して、観光客からの不満、苦情及び地域住民の利便と地域格差の解消のため、携帯電話を使用できる電波のエリア拡大を強く求めたところでございます。これに対する市長答弁は、必要性についての現状認識とともに、取り組むべき運動の展開についても前向きなものでありました。そこで、端的にお尋ねいたしますが、今後の取り組みと見通し方について、まず最初に答弁を求めます。

2点目ですが、ご承知のように新聞報道によりますと、河川洪水情報を携帯メールで知らせる県のサービス事業が今月から始まったとされております。しかし、むつ市では4市町村の中で主河川である川内川だけが洪水情報の入手対象になっておりません。災害時における人命にかかわる重要問題であります。こうした地域格差はどこに起因するのか、また対策方についてもあわせて答弁を求めます。

質問の第2は、保健事業についてですが、第1

点目は基本健診についてであります。合併して2年目に入りました。途端に昨年まで基本健診が袈川地区、湯野川地区の2カ所の会場で開催されていたものが今年度から廃止されてしまいました。これにより袈川、戸沢、田野沢、畑、湯野川の関係5地区が川内体育館へと距離的にも離れた健診会場とされ、驚くことに送迎バスも廃止になりました。このことから、対象地区住民からの苦情や問い合わせが日々寄せられ、深刻なものとなっております。当然のことだと思います。

また、肺がん、結核検診事業もこれまではきめ細かく各地区ごとに行われてきたところであります。しかし、これも今年度から全地区が健康管理センターで行うこととされ、送迎バスもなくなりました。

こうしたことにより、自力での交通手段を持たない多くの方々には、健診を受けられない事態になることは想像にかたくありません。現にもう健診は受けられないとあきらめた方、2年に1度にするしかないという方、こうした深刻な声が多くなっております。これらは、明らかに健診の低下をもたらし、初期の健診の段階で地域格差を生み出すことになることは明瞭ではないでしょうか。第3期むつ市保健福祉計画の基本理念からも離脱するものであり、こうした住民サービスの低下は、住民の命と健康にかかわるものであって、断じて容認できるものではありません。

私は、新市が地方自治体の本旨に基づいて、この五つの地区の住民がこれまでの開催場所で健診ができるように、また肺がん、結核検診事業も同様にこれまでどおり等しくサービスの提供を受けられるように復活への再検討をされることを強く求めるものでありますが、答弁を求めます。

2点目は、旧川内町健康管理センターの運営について質問いたします。これまで健康管理センターで日常行ってきた保健衛生業務や健康相談等の

業務を健康管理センターから川内庁舎健康福祉課に移すことにし、センターについては通常は閉館とする旨のお知らせが配布になったところです。この趣旨について、職員を集約して保健衛生サービスの充実、効率化を図るとし、健康福祉全般のサービス向上を図る措置だとしております。この内容からすれば、これまでの業務を進めるに当たって不都合があるものと受けとめられるものであるが、今後保健福祉業務を進めるうえでネックになるのは何なのか、答弁を求めます。

また、役場の課が窓口になることで、プライバシーなどの相談業務に影響が出たり、低下するおそれは生じないか、通常の指導体制などきめ細かな業務に支障はないのかどうか。

以上、身近で切実な問題を主に質問いたしましたが、理事者におかれましては、前進的な答弁を求めて最初の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、災害時など緊急情報通信手段としての携帯電話利活用の早期実現についてであります。旧市町村の一部地区で携帯電話の利活用ができない状況認識については、ご発言のように、むつ市議会第184回定例会における議員のご質問にお答えしているところであります。その後の経過といたしましては、昨年7月に独立行政法人情報通信研究機構がテレビの難視聴に関するアンケート調査を川内地域の銀杏木地区以北及び脇野沢地域で行い、あわせて携帯電話の難聴状況についても調査を行っております。その結果、川内地域では銀杏木地区以北、脇野沢地域では滝山、片貝及び源藤城地区が携帯電話の受信不能地域となっております。現在携帯電話会社が数社ある中、株式会社NTTドコモの整備状況によりますと、

川内地域の銀杏木、安部城及び獅子畑地区は3月から、脇野沢地域の滝山、片貝及び源藤城地区では5月から800メガヘルツ帯を使ったフォーマブラスエリアでのサービスを開始し、第3世代携帯電話での送受信が一部可能となっております。

これまで利用されていた周波数帯域と違い電波の浸透率が高いため、効率よく基地局を設置できると言われておりますが、これまでの主流でありますムーバ機種では利用ができないとのことであります。また、湯野川地区については、整備検討地区として、平成19年度以降のサービス提供が予定されておりますが、畑地区については現在のところまだ検討段階にないとのことであります。しかしながら、緊急時の連絡手段として有用なツールであることは理解しておりますので、受信不能地帯を極力解消するよう携帯電話各社に引き続き働きかけを行ってまいり所存であります。

次に、青森県が今月から携帯電話を利用して県内の主河川の洪水情報をメールで配信するサービスを始めたが、むつ市の主河川である川内川が対象から除外されているのはどうしてかとお尋ねであります。このサービスは、近くの川が増水したことをいち早く携帯電話にメールで知らせてくれる県のサービスが既に6月1日から実施されております。あらかじめ個人のメールアドレスと知りたい川を県のシステムに登録しておけば、登録しておいた川が警戒水位に達すると自動的に注意メールが送信されてくるシステムであります。県内75河川に計100カ所の水位観測所を設置し、水位の計測を行っており、その情報が県の河川砂防情報システムに随時入ってくる仕組みとなっております。この情報提供に川内川が入っていない理由については、川内川の上流には川内ダムがあり、この川内ダムにより治水の安全度が高い河川と位置づけられているため、県では当該河川に水位観測所を設置しておらず、水位計測を行っていない

ことから、情報提供のできない河川となっているとのことであります。同様のケースとして、黒石市の浅瀬石川も浅瀬石川ダムとの関係で水位観測所が設置されておらず、当該情報提供の対象外河川となっております。ちなみに、当市の洪水情報が得られる河川は、田名部川、小川、大畑川、正津川、脇野沢川となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、保健事業についてのご質問の第1点目、複合健診サービスの低下についてであります。市では成人保健事業として基本健康診査に合わせて胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん等の健康診査を実施しており、平成17年度にはむつ地区6会場、川内地区6会場、大畑地区1会場、脇野沢地区5会場での32日間において対象者1万6,236人のうち3,898人の受診者があり、24.0%の受診率となっております。心臓病、脳卒中の生活習慣病に主眼を置き、疾病の予防、早期発見、早期治療のために実施しているものであります。これらの健診は、財団法人青森県総合健診センターに委託をし、検診車で市内を循環する方法で実施しておりますが、市内を循環できる日数が限られているうえ、検診車1台で健診する人数に制限があり、青森県平均受診率41.1%と比較いたしますと、かなり低い受診率となっております。このため限られた日数内で多くの受診者が申し込みできる場所として川内体育館に湯野川地区、褰川地区を統合いたしましたものであります。しかし、今回の医療制度改革大綱において生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年度から医療保険者に対して高脂血症、高血圧、糖尿病等の内臓脂肪症候群に着目した特定検診、保健指導が義務化されることになり、平成27年度には平成20年度と比較して生活習慣病有病者及び予備軍を25%減少させることとして、医療費の伸びの適正化を図る指針が打ち出されたところであります。

40歳から74歳の対象者全員に毎年1回の基礎健診を行わなければならないことを考えますと、今後は健診受診率の向上と効果的な健診保健指導を実施していくためには、少しでも多くの機会をとらえて、市民に広く健康診断の機会を与えることは時流に沿うものであり、そのための努力をしなければならないと考えております。したがって、健診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、市民の要望にこたえるよう青森県総合健診センターと協議し、十分検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、保健事業のご質問の第2点目、健康管理センターの通常の閉館についてお答えいたします。むつ市健康管理センターは、住民の日常生活に密着した健康相談、保健指導、健康診査、健康教育等の総合的な対人サービスを充実させ、住民の健康保持増進を図ることを目的に昭和57年、川内町国民健康保険健康管理センターとして施設が整備され、翌昭和58年4月より業務を開始しております。合併に伴い、名称をむつ市健康管理センターと改めておりますが、施設の設置目的や業務内容及び管理運営形態に特段の変更はなく、所管課は川内庁舎健康福祉課としていただいております。

工藤孝夫議員ご質問のように、本年4月より健康管理センター職員の通常の勤務場所を川内庁舎に変更いたしました。したがって、センターを使用する事業や行事等がないときは閉館としたところであります。ご質問のように、このことによってプライバシーが侵害されるというようなことは発生しないと信じております。

施設運営を変更した目的は、保健業務担当と福祉業務担当の職員を1カ所に集約して、介護福祉を初めとする福祉業務との連携を強化し、保健サービスの充実、効率化を進めるとともに、保健福祉全般のサービスを向上させることであります。

こうした措置をした背景には、住民の保健業務に対するニーズの変化があります。例えば業務の主たる対象の川内地区住民の状況の変化を申し上げますと、平成元年と平成17年の比較では、出生者数は72人から22人へと大幅な減少となっており、逆に高齢化率では16.5%から30.9%に、人数にして1,152人から1,719人へと大幅な増加となっております。当然のことながら母子保健に関する業務量は減少し、逆に高齢者保健に関する業務量が大幅に増加し、特に高齢者保健については平成12年度からの介護保険制度の施行に伴い、介護保険及び高齢者在宅福祉業務を初めとする福祉業務との連携が必要かつ重要となり、保健福祉の担当が緊密に、そして迅速に対処できる体制を構築しなければならないという考えが原因であります。

議員ご指摘の個別健康相談業務であります、川内庁舎1階の市民相談室を活用し、相談の受けやすい環境づくりに努めているところであります。このたびの措置は、これまで申し上げましたように、地区住民の保健福祉全般のサービスを向上させるための措置でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 携帯電話の利活用対策であります。これにつきましては、くどくどと言うこともないかと思いますが、先般林業関係者が大けがをして倒れているというところを林道で発見されて、幸い携帯通信がきく場所であったために、その通報によって救急車の搬送で一命をとりとめたということがございました。ご承知のように、今林業の現場は奥地となって、そうしたところで携帯電話が使えないということになりますと、事故や災害に遭った場合は人命にかかわる惨事になりかねないわけでありまして。加えて住宅街においても最近子供の痛ましい事故が絶えません。子供の安全安心、住民優先という視点からいっても、加

えて特に僻地における情報通信手段の確保というところ考え方についても、この際市長の考え方をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 下北郡の観光地、主たるところは恐山、佐井村、これはいずれも携帯電話が通じません。恐山は40万人のお客さんが入っておりますが、半年に40万人です。それに山菜とりの方も結構多いのでありますが、私もNTTドコモに要請しておりますけれども、まだ前向きな答えをもらうことができない。佐井村の願掛けにしてみても同様の状況であります。NTTドコモだけでは弱いというので、NTTの青森支店長にもぜひ後援をお願いしたいと、こういうことを言っておりますが、なかなか実現しない。タワーの高さですが、先ほど申し上げました使用する電波の違い、電波が違っていると、今持っている携帯電話をそのまま使えない。そんな矛盾があるし、もちろん商売をやっているわけでありましてから、値引きしてきます。どんどん値引きしてきますけれども、結局請求書見ると値引きになっていないのです。そういうような状況の中で、今熾烈な加入者獲得競争をやっている会社、やはり加入者が多いところの方を優先させておるとい事情があるようでありましてから、その辺を度外視した要請はなかなか難しいということになるようであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 最初の答弁で、引き続き要請していくということでしたし、湯野川地区につきましては、平成19年度以降NTTの方では検討中だということでした。湯野川地区におきましては、一つの前進だとおっしゃっておりますけれども、この湯野川とあわせて畑地区も同時期にできないものなのかどうか、この点1点聞きたいと思っております。

また、市では昨年電子自治体推進会議を設置したということも聞いております。同時に策定され

た昨年からの過疎自立促進計画でもこの課題の解消が強調されていることは申すまでもありません。今後そういう点では市独自として検討されていくということを私は強く求めたいと思いますけれども、これについても答弁を求めたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 携帯電話事業を展開している会社、知っているだけでも3社あります。それぞれが値引き競争をやり、加入者をふやす、そういうことをやっておりますが、今おっしゃられた地区については、加入者のふえる可能性が低いところだと申し上げざるを得ないのであります。先ほど申し上げましたように、恐山でも願掛でも、その土地に住んでいる人は数多くありませんが、携帯電話を持った人がどんどん来るところなのです。それであってもなかなか、もう5年ほど運動をしておりますが、努力は積み重ねてきておりますけれども、なかなか実現しない。新しい通話システムができるか、あるいは広域の柱を立てることができるのか、それは日進月歩の世の中でありますから、新しいメカニズムが入ってくる可能性はありますので、そういうものを考えに入れながら粘り強い運動を展開するというのは今日私もとり得る最大の方法であるということでご理解願いたいと。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 2点目の川内川河川の洪水情報にかかわる件についてであります。川内ダムがあって、比較的治水の安全度が高い河川だと、そこで水位観測所も設置されていないため情報外となっているのだという趣旨の答弁でした。水位観測所がなければ、そうなるのかなという気もしないわけではありませんけれども、ただ認識していただきたいのは、ダムの下流は、中川、湯野川、和白沢、八木沢、こういう大きな河川というのが

5本もあるのです。大雨が降れば、奥地の森林の伐採で荒廃されているという事情とも相まって鉄砲水になる。そのために毎年林地の決壊、畑地の決壊、いわゆる土地の決壊がなされていっている。そういう事情も関係機関との協議の中で、ぜひ共通の認識をしていただきたいものだ。そのうえで絶対川内川は安全だよということにならない方策方というのもぜひ話し合っていたきたいと思っておりますけれども、答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど川内川と黒石を中心として流れている浅瀬石川を例に出しました。田名部川は、昭和48年それなりの溢水をしましたけれども、その後ほとんど河川管理を徹底させること、つまり防水シャッターをあける、閉めるという操作によって溢水することがないのです。かなり大きな降水量があっても溢水することはないという状況であります。浅瀬石川は、私がまだこの職につく前に完成しておりますから、既に30年近い状況であります。

私は、下流に影響がないようにするのがダムの設置だろうという思いがあります。ただいまのご発言では、川内川の下流の支川が溢水をしているということであれば、それは内部で検討して県に強力な申し入れをするという方法をとらなければならないと考えるところであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） ぜひご努力をお願いいたします。

次に移ります。基本健診事業についてであります。市長答弁は5集落、五つの地区について市民の要望にこたえる必要があり、対応するというので、来年度から従来どおりの対応がされるものとして意に沿った答弁がなされました。疾病予防の基礎ですので、一層前進させることを強く申し添えまして、次の健康管理センターの通常閉館

について質問いたします。

健康管理センターの通常閉館については、福祉業務と保健業務と一体化することでサービスの向上を図るとのことなのだ。それから、また住民の保健業務に対するニーズの変化があるからという趣旨の答弁であったと思います。22年間にわたって職員や派遣協力員などの奮闘も相まって、各種事業に大きな役割を果たしてきただけに、通常業務を役場に移して本当に大丈夫かなという気がするのであります。

先ほど答弁の中でも平成元年から平成17年度の様相の変化が述べられましたけれども、ご承知のように平成16年6月、ちょうど2年前、厚生労働省では本県は新生児死亡率が全国でワースト1位、乳児死亡率が2位、周産期死亡率が4位という不名誉な結果にあるということが発表されました。そこで、私ちなみに下北地域県民局地域健康福祉部がまとめた平成16年度の各種事業実績の資料を拝見させていただきましても、平成14年度から3年間におけるもので、合併前年のものまでであります。受診率で基本健診、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、この6項目を見ましたら、旧4市町村中旧むつ市は3項目で受診率がワースト1位、残る3項目がワースト2位であります。しかも、年々受診率が後退しております。乳児健康診査の受診率では、1位であるものの、異常率が平成14年度から15、16年のこの3年間で3倍というデータになっています。川内町では6項目の検査受診率で、ベスト1位が2項目、残り4項目がベスト2位となっています。私はあえてこのように旧むつ市と川内町を対比して述べましたけれども、こうしたおくれた実態にあって新市全体の各保健事業の底上げを図るということは急務だと思うのであります。そのことは釈迦に説法でしょうけれども、健康維持を土台としつつ、医療費の必然的抑制、あるいはまた保健

財政の圧迫の軽減につながるということは申すまでもありません。そこで、各保健福祉事業の底上げに対する課題についてどのように市長は今後対処されていくおつもりなのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今基本的に健診業務を行っているのが財団法人青森県総合健診センターなのであります。旧川内町の施設についても同じようなことなのですが、1台の車で1日に検査できる人数というのは限りがあります。ところが、これまで限りがあるという言い方が当てはまらない。受ける人が少なく、そこで一々動いて行って検査やってもそれだけの人数が集まらない。それで1カ所にしていったといういきさつがまずあります。

それから、むつ地区での健診者数がワーストワンだと言っていますが、実は検診車で検査する人よりも開業医で検査する人の方が多いのです。こういう状況の中で乳幼児の検査件数が多いのは、これはこの下北文化会館で定期的に検査やっていますので、これは小児科のお医者さんにおいていただいている。だから、検査件数の数がふえてくる、そういうことがあります。

それから、青森県総合健診センターで検査しますと、60歳を超えた人の有病率が低い、60歳に満たない方々の要注意者という指摘をされる方が多いという現実があります。ところが、そういう方々がなかなか健診を受けないのです。ぐあいが悪いから検査を受けるのかなという気もしますが、こういう方々の再検査を指導される方の数が多いという状況もあります。ですから、工藤孝夫議員がお持ちの数値だけで健診の内容の分析はそう容易ではないはずなのであります。ですから、できれば厚生労働省等が施行しております100%受診率を実現していきたい、来年からすぐ青森県

総合健診センターをお願いして健診場所をふやす、回数をふやすということは、これは1台しかない車で県内全体を回っていますので、先ほど申し上げましたように、むつ市のように開業しているお医者さんで健診を受ける、それで総合病院に行って再検査を受けるというような場合もありますし、市の職員は八戸市まで行って健診をやっています。そういうような自分の健康に対して自分で責任を持つという体制が早く確立してくれることが一番望ましいのでありますけれども、そういう検査ができる予定をしておりながらなかなか受診をしてくれる人がふえてこないという状況の中での行政としての対応を迫られて今日のような状況をつくっておるということに対してもご理解を願いたいと思うところであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 旧むつ市と旧町村部ではそれなりの事情があって、データはそれぞれそういう違ったものがあり得るだろうということは私もわかりますけれども、いずれにしても全体的な底上げというようなのはこれから必要になってくる。政府の方針でも、市長答弁でしたでしょうか、新聞にも載りましたけれども、健診率の設定を設けて、自治体がそれに達しないとペナルティーを今度食わせますよという記事も載っておりますので、おのずとそういう受診率の問題が国からも県からもやんやと言われるだろうというふうになるのは間違いないと思いますけれども、何せ健康の土台にかかわるものでありますので、この点についての向上率はぜひ対策方を検討してほしいというふうに希望しておきたいと思います。

健康管理センターの次の問題ですけれども、これは今月から閉館が始まったということで、今後どのように市民に対して変化や影響があるのか、推移を見ていかないとわからないことですので、推移を見守りたいとは思いますが、

同時に今までやられてきましたこの保健業務に支障が生ずるといような事態になったら、速やかに改善方に向けて対策方を講ずるべきだというふうに私は強く思うのですけれども、この点についても答弁を求めたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市民の健康の維持向上に努めるというのは、行政としては最大の責務であろうと、そう思っております。国民健康保険の予算書、決算書をごらんいただいておわかりのように、健康を維持するための事業、これは必ずやるようにしておりますし、されておりますし、私どもも行っておりますが、何せ自らの健康に自ら意欲的に取り組んでくださるという方が強制をしなければなかなかふえないという状況にあります。ですから、強制が強制でないように受け取られるように進めていくということが難しいわけでありまして、さまざまな事業を展開いたしておりますし、一番やっぱり今受診率の高いのは乳児、幼児、これはほとんど。きのうも実は議会が休みでありましたから、ごらんになれなかったでしょうが、この会場で大変たくさんの方が、お母さんがお子さんを連れておいでになるというような状況。ところが、一人前になってしまうと自分を粗末にするのですな。このあたりをどうやって自らの健康に自ら関心を持ち、対応をしていく状況にするかということに、さらに一層工夫を凝らして受診率向上等に努めていく努力を重ねていくつもりであります。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） ただいまの答弁が生かされますようにご期待して質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 質問に入る前に、先ごろ急逝されました旧大畑町選出の大先輩であられる池田正利議員の長年のご遺徳をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。旧大畑町選出の澤藤でございます。大畑地区の皆さんの願いを胸に、先輩議員の皆様方のご指導をいただきながら、むつ市議会第188回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今、日本はマネーゲームの旗振り役が相次いで逮捕されるという現象に象徴されるように、かつてのバブル期に匹敵するほどの好景気が続いているといいます。きっと青森県は、日本の外にあるのではないかと思うほどに公共事業の減少や基幹産業の衰退に伴い、失業や低賃金などで惨たんたる状況であります。先日発表された人口動態調査で青森県の2005年度における女性が一生のうちに産む出生率が1.25で、全国の平均値ではあったものの、減少幅ではマイナス0.1ポイントと全国で最も減少幅が大きくなったと報道されました。同時に発表された数値では、婚姻率が全国で44位、自殺率が2位でありました。若い人たちは夢を失い、結婚もできず、少子高齢化と人口減少が続き、年金制度が崩壊するのではないかとこの将来不安が大きく広がっていることが原因であろうと想っております。

こうした中、増税を初め介護保険料や福祉料金の値上げに加え、高齢者をねらい撃ちにするような医療費の値上げ法案までも成立しました。国の政策がまさに夫婦合わせても七、八万円のわずかばかりの年金で暮らしている高齢者の生活を直撃しているのであります。こういう状況で家族の入院などがあれば、自力では生活ができなくなり、最後には公的扶助に頼らざるを得ないこととなります。このような方々が民生委員や役所に相談をするまでには非常に思い悩むことが多く、負い目を感じながら相談に行かれるだろうと思います。

日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっています。役所側には最後のセーフティネットである生活保護事業の遂行には国民に生きる希望を失わせることのない適切な対応が求められるものと思います。少なくとも簡単に門前払いされることなどあってはなりません。市の生活保護相談、受け付け体制の状況について、ケースワーカー等専門職の配置はどうなっているのか、本庁及び各庁舎への配置状況についてお伺いします。

次に、観光対策についてお伺いします。第1点目は、林野庁管理の橋りょうの通行どめにより閉鎖されている薬研野営場の再開についてであります。ことしの観光シーズンを迎えた連休の薬研には、例年のようにキャンパーが続々と押し寄せましたが、降ってわいたような橋の通行どめに関する問い合わせに薬研の皆さんが対応に追われたとあります。いつ再開するかわからない状況で引き返していったキャンパーは、信頼を失った野営場が再開しても、いつ戻ってくれるかわからないと不安を募らせています。先日林業活性化議員連盟の研修会で、この件について下北森林管理署長に質問をさせていただきましたところ、迂回路を設けることについてむつ市と協議をしているとの回

答がありました。迂回路があるのか、あるいは橋のかかけかえ等協議の内容と野営場再開の見通しについてお伺いいたします。

第2点目は、市管理下の危険木の状況と対策についてであります。十和田市の奥入瀬溪流の遊歩道で発生した落木事故、これによって管理責任の有無が今裁判で争われています。けがをした方には、人生を狂わせる大変な出来事であり、被告の行政側もいろいろな意味で大きな負担を強いられるわけでありまして、日ごろから管理の万全が求められるものであります。むつ市においても、市内全体では相当の箇所数に及ぶと思いますが、とりあえず薬研地区において園地、遊歩道、野営場、修景公園など類似の施設を有することから、その管理状況についてお伺いいたします。

第3点目は、遊歩道の適正管理についてですが、観光シーズンが終われば看板にカバーをかけ、翌年の雪解けを待って開通するわけですが、近年は県が提唱した春もみじが定着してきており、観光客の気も高まっています。雪解けと同時に開通できるよう管理に気配りをお願いしたいと思います。市長のご答弁をお願いいたします。

次に、大畑地区一般廃棄物最終処分場の管理についてですが、国による法整備が行われる以前に焼却灰を含むあらゆる廃棄物が埋められた処分場が2カ所と、数十年にわたって一般廃棄物の焼却灰が捨てられてきた大畑高校付近の一般廃棄物焼却場跡についてであります。これらの施設から有害物質が排出されていないのか。松ノ木道の処分場では土どめ用の矢板のすき間から赤茶色の物質が吹き出して大畑川に流れ出ています。水俣病は、昭和31年の確認から50年後の現在でも全面解決に至っていないことなどもあって、魚類を食べても大丈夫なのかと地域住民から不安の声が上がっています。

6月20日の新聞によりますと、ポリ塩化ビフェ

ニール、いわゆるPCBと似た新種の臭素系の汚染物質が市販の魚に蓄積しており、法に定められた毒性評価対象のコブラナーPCBと毒性も似ているとの報道がありました。毒性のあるものを排出するときは、往々にして濃度が低いからいいとか、希釈して排出すればいいと言われます。しかし、魚に蓄積するという事は、濃度が低くても、それが植物プランクトンに取り込まれ、動物プランクトンから小魚に、そして毒物が濃縮し、汚染された魚を最後は人間が食べることによって、まさに食物連鎖によって水俣病が発生したのであります。市管理のこれら施設から有害物質が排出されていないのか、現在の管理体制についてお伺いいたします。

次に、猿、カモシカ対策についてですが、むつ市が取りまとめた猿対策の方針が、猿が地域住民に危害や被害を及ぼさないことが人と猿との共生の基本であると報道されました。また、市長の猿捕獲に関して全国から寄せられる抗議に対して、そばにいない人は何とでも言えるとの発言も報じられていました。私も二枚橋地区の農家の方から被害の状況を聞かせていただきました。畑を網で囲っても効果がなく、花火で追い払っても一時的な効果でしかないという現状であります。それでも最近は、市役所の方から花火をいただくので助かると話しておられました。

カモシカの被害についても、関根橋の方から状況をお伺いいたしました。それによりますと、農作物の食害や造林地のヒバの先端が食害されても天然記念物であるため手も出せずに困っている、最近はヒバの苗木に冬の防護対策にビニール袋をかけているが、数が多いため手が回らない状況だといえます。

このたび市は、行政としては大胆にスタンスの変更をしました。奥山での人間の側の自粛や抑制は当然にも必要であります。野生動物との共存

とは、人間の居住域に猿やカモシカが出没して触れ合えることを言うのではないと思うのであります。野生動物は山にすみ、人間は町に住みます。人間が山に入ったときと猿やカモシカがまちに出てきたときには、当然にも緊張関係が生まれます。かつてカモシカは、重要な資源動物として狩猟対象になっていましたし、秋田県では猿を専門に狩猟の対象とする猿またぎがいて、肉は食料、皮は衣類、脳みそは薬など、捨てるところがないほどに利用価値のある獲物であったといえます。猿やカモシカがどうして今日のように生息頭数がふえて、まちや畑に出てきて被害が発生する状況になったかといえば、もちろん天然記念物として保護されたこともあります。ツキノワグマも含めて人間の生活が豊かになり、弁当の殻や空き缶を捨てることで人間の周りにはおいしいものがあると動物が学習したことであります。同時にニホンオオカミを絶滅させ、犬の放し飼いが禁止されるなど、彼らの天敵を人間が排除してきたことと、直接的な被害を受けていない人々は、野生動物をペットのような意識で見てきたことがあります。

今回市が取りまとめた基本方針は、至極当然のことであり、合併後の新市として市民の生活を守るという決意のあらわれとして高く評価をするものであります。先般行政視察をさせていただいた山梨市では、猿のしっぽを市役所に持っていけば2万円の奨励金が支払われる制度になっていました。カモシカについても、昭和54年に環境庁、文化庁、林野庁によるいわゆる3庁合意に基づき岐阜、長野、山形などの各県で捕獲が行われ、食肉として利用されているのであります。なぜ所得が低く、死亡率が高い青森県がこれまで野生動物を大事にして被害に手をこまねいてきたのか、野生動物を大事にしてなぜ人間を粗末にしてきたのか、市長には憶することなく確固たる対策を推進していただきたいと思っております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

第1点目は、猿の被害状況と具体的な対策について、第2点目は、カモシカの被害状況と対策についてお伺いいたします。

以上、前向きかつ簡潔なご答弁をお願い申し上げます。壇上からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、生活保護相談受け付け体制の現状についてのお尋ねであります。生活保護制度は、改めて申すまでもなく、自らの資産や能力、その他のあらゆるものを活用しても、なお生活が維持できなくなった方に対して、憲法の保障するところにより、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な扶助等を保障し、あわせて自立を助長することを目的としております。本人の意思に反して本制度を活用せざるを得ず相談に訪れる方々の心情は、はかり知れない苦痛と焦燥を感じさせるものがあります。その方々の内面にまで踏み込む必要がある場合には、それらの状況を的確に判断し、心を傷つけないような配慮と十分な注意を持って接する必要があります。また、相談者が抱える相談内容は多種多様であり、各分庁舎で対応できないような場合には、各課に設置しておりますテレビ電話を活用して、本庁舎において相談に 응ずるか、本庁舎の査察指導員等が各分庁舎に出向いて対応してまいりたいと考えております。

市の業務は、生活保護に関する業務のみならず、ほとんどすべてのものが市民のいわゆる他人に知られたくない情報を取り扱うこととなります。このことは、すべての職員が市民の相談相手となる状況にあることを意味し、公正公平に業務を執行するためには、すべての職員の資質を同レベルまで押し上げる必要があります。ことし4月の定期

人事異動では、職員が提供する住民サービスがどの地域でも同じように提供できるようにとの思いから、各庁舎間で大幅な異動を実施しております。まだ2カ月を経過したばかりでありますので、その効果は把握しようがありませんが、長期的な視野に立って人材育成に努めてまいりたいと考えております。

各庁舎への生活保護関係職員の配置状況についてであります。本庁舎には担当課長を初めとして経理、統計担当の総括主幹2人、査察指導員2人、ケースワーカー14人、医療、介護担当2人、非常勤専任相談員1人、非常勤レセプト点検員1人、臨時職員1人の24名を配置しておりますし、各分庁舎には他の業務と兼任ではありますが、相談員を各1人配置し、面接相談や医療券の発行、保護申請受け付け等の業務を行っております。

生活保護に関する業務は、本庁舎に集約している状況にありますが、これは受給者の抱える問題は多種多様であるため、その解決のためには査察指導員はもとより、ケースワーカーが連携して対応する必要があり、いつ、何ときでも対応が可能な体制を整えるためでもあります。

また、問題事案が発生して緊急に福祉事務所としての判断決定を示さなければならない事案が多々あり、部長を初めとしてケースワーカーで構成するケース診断会議を開催し、事案に対する処遇方針を決定する必要があることから、この体制を整えるためでもあります。

以上が業務を本庁舎に集約している主な理由であります。いずれも市民に対して十分なサービスを提供するための体制であるということでご理解を賜りたいと存じます。

次に、観光対策についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目は、薬研野営場再開の見通しについてであります。この薬研野営場は、ご承知のように7.2ヘクタールの広大なキャンプ

場で、毎年4月から11月までの期間、下北森林管理署との野営場運営委託契約に基づいて開設している施設であります。例年であれば、4月下旬の連休前に開設されておるものですが、現在は開設されておられません。これは、昨年野営場への入り口となる連絡橋の橋台そでに亀裂が発見されたことから、橋の管理者である下北森林管理署が安全確保のため通行を禁止したためであります。市といたしましては、下北森林管理署に連絡橋安全確保の早期調査を依頼するとともに、迂回路の調査をいたしましたところ、奥薬研から野営場までの迂回路は距離にして11キロメートルあり、時間は40分程度要する林道となっており、現状のままでは野営場利用者の安全が確保されないと判断いたしました。連絡橋の歩行者のみの通行による野営場の利用方法についても模索いたしましたが、全面通行どめの意向となったため、下北森林管理署に対し、連絡橋の安全確保の早期調査を再度依頼したところであります。

利用者へは、4月10日発行の市政だより及びむつ市ホームページに掲載するとともに、連絡橋の手前及び小目名集落、恐山から薬研への連絡道入り口の3カ所に案内看板を設置しております。薬研野営場は、年間3,000人ほどのお客様にケビンハウスやテントサイトを利用いただいております。むつ市の観光地として大畑地区の薬研温泉郷は重要なポイントと認識していることから、引き続き下北森林管理署及び関係部署と連絡を密にし、早期開設を目指したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

ご質問の2点目、薬研地区の市管理下の危険木の状況と対策についてであります。地区には温泉郷入り口に位置する園地敷と野営場があり、園地敷地内を地元町内会長、下北森林管理署と合同で調査したところ、枯れているまたは枝枯れしている樹木及び倒木が確認されたことから、観光客

の安全確保のため早急に対策を講じたいと考えております。

また、野営場内の枯れている樹木につきましては、現在連絡橋の通行ができず、野営場が開設していないことから、開設のめどがつき次第対策を講じてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、遊歩道の適正管理についてですが、毎年雪解けを待って遊歩道の安全確保のため現地調査を実施し、利用いただいているわけではありますが、本年も利用者の利便性及び安全確保のため再度現地調査を行い、必要に応じて関係者と協議しながら、案内のための看板及び危険木の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、廃棄物処分場の管理についてのご質問にお答えいたします。ご質問の要旨は、大畑地区の処分場の状況はどうかとのことであります。まず、昭和48年1月から埋め立てを開始しました旧松ノ木道一般廃棄物最終処分場については、既に平成10年6月に埋め立て処分を完了しておりますが、処分場からの浸出水による周辺環境への影響を調査するために翌年以降も地下水と保有水を定期採取し、水質汚濁防止法で定められた生活環境項目と有害物質について測定しており、直近の測定結果においても基準値を下回っております。また、ダイオキシン類については、平成12年からダイオキシン類対策特別措置法に基づき検査をしており、平成16年までは基準値を下回っております。平成17年の保有水については、基準値を上回る結果が出ましたが、地下水は基準値以下であることから、最終処分場による影響はほとんどないと専門家の所見を得ております。したがって、澤藤議員の懸念されるような有害物質による公共用水域や地下水への汚染については問題ないものと認識しております。

しかしながら、最終処分場に係る技術上の基準

が定められたのは、当処分場が建設されてから4年後の昭和52年であり、その後の廃棄物の質の多様化に対応して、一般廃棄物最終処分場の維持管理基準が強化されたのは、松ノ木道の最終処分場が埋め立てを終了した平成10年6月であります。したがって、当最終処分場は地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなどの遮水工を施し、浸出水を集め、浄化処理をしてから放流する今日の基準からすれば不十分な施設であることは否めない事実であります。そのことから、埋め立てられた廃棄物が安定しなければ処分場を廃止することはできないこととなっているわけがあります。今後も種々の測定を継続することで処分場周辺の環境汚染を未然に防止して生活環境の保全に努めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、旧兎沢焼却場周辺付近の環境調査についてですが、昭和44年11月に設置された当焼却場は、現在水木沢にあります清掃センターの新設に伴い使用を廃止された古い焼却場でありまして、既に施設は解体済みであります。現在の焼却灰の発生しない環境負荷の極めて少ないアックス・グリーンのような施設ではありませんでしたので、周辺環境への汚染が危惧されますが、現存する記録では、旧大畑町時代の平成11年10月から周辺付近の環境測定を行っており、直近の測定結果でも基準値を下回っております。いずれにいたしましても、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする廃棄物処理法の趣旨に沿い、今後も恒常的な環境調査を継続していく考えにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 澤藤議員の猿、カモシカ対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の猿の被害状況と対策についてでありま

すが、ニホンザルの被害につきましては、旧脇野沢村におきまして、昭和35年ごろから始まっており、日本モンキーセンター等の指導を得て、えづけを行うなどでしばらくは農作物等の被害は見られなかったものの、昭和42年ごろから被害が顕著にあらわれるようになってきたところであります。

下北半島の猿につきましては、最近の増加率から推計した場合、最も早いケースでは、平成26年には下北半島全域に生息域が拡大するだろうとする研究者の予測もあり、現に川内町蛸崎小学校周辺や畑・安部城地区、大畑新町や釣屋浜地域に出没して人家侵入や農作物に被害を与えており、二枚橋小学校では通学路にも出没して児童を威嚇することから、登下校時には教師が付き添う措置もとっていることは澤藤議員もご承知のとおりであります。

旧脇野沢村では、天然記念物としての北限のニホンザルに対し、種の保護、観光資源の活用と積極的な対策をとってまいりましたが、保護政策の浸透に伴う個体数、個体群の増加、それに起因する人への危険度の増加、農作物被害等が深刻化するに及び、捕獲による共生の道を選択し、平成16年度には人に危害を与えるおそれのある猿24頭のうち13頭を捕獲したところであります。合併後の新むつ市としても、基本的にはこの方針を踏襲し、今年度許可のあった4頭のうち1頭を捕獲したところであります。市としましては、これと並行して旧脇野沢村、旧川内町、旧大畑町の従前の猿対策の整合性確保と新たな展望形成を図るべく特別天然記念物ニホンカモシカ・天然記念物北限のニホンザル対策プロジェクトチームを立ち上げ、種の保護と今日的な共生について、人への危害防除と農作物被害対策、観光資源、教育資源としての活用、生息地域の環境等さまざまな角度から検討し、これからの対応についてプロジェクトチーム

が報告書としてまとめたところであります。

対策等の概要を申し上げますと、第1点目、自然界での適切な頭数維持のため、最も効果のある対策と言える群れの捕獲を次のステップとして視野に入れることが適切なこと、また猿と人のすみ分けを明確にし、これまでよりは容易に捕獲ができるように土地区分を整理すること。二つ目は、ニホンザルを対象とした他の5指定地域より指定範囲が広範囲なことから、天然記念物指定地域の見直し、すなわち地域の範囲の縮小を求めていくこと。三つ目は、野猿公苑の活用など、将来的に見た場合、国の研究センター構想を模索するなど種の保護の観点から国による積極的な関与を求めていくこと。4点目は、猿社会の科学的な正当な評価、生態、繁殖能力などや農家の現状などについて、国、県、地域の間でお互いの立場を理解し合える共通の認識が求められることから、関係機関の接点を多く持っていくこと。頭数調査、生息域調査を国・県の協力を得て実施することが必要であるなどでありますが、現在のところ、これらの諸対策につきましては、文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び国の天然記念物に対する方針等、強固で高いハードルがありますことから、農作物に被害を及ぼしただけでは捕獲できないこととなっております。そのため、市としては、当地の置かれております現状を訴えるとともに、理想的な共生のあり方について引き続き粘り強く訴えてまいりたいと考えておるところでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、2点目のカモシカの被害状況と対策についてであります。ニホンカモシカの保護地域、下北半島内、東通村、横浜町を除く1市3町村、すなわちむつ市、大間町、風間浦村及び佐井村での県の調査によりますと、平成17年度末の推計頭数はおおむね2,000頭とされており、年にほぼ

100ないし200頭のペースでふえているものと思われます。ニホンカモシカによる農作物の被害につきましては、旧脇野沢村を除いては調査を行っていないことから、データとしては持っておりませんが、植林したヒバなどの芽や若葉の林業被害や、民家周辺においては庭木、花、農作物などの被害の苦情が多くなってきており、平成17年度には自動車、バイクへの衝突、角によるけがの報告も上がってきております。

ニホンカモシカの対策につきましては、ニホンザルの対策に比べ影が薄くなった格好になっておりますが、国の補助制度による食害防止ネットの整備を進めておりますが、これは猿からの防除にもなっているところでありますが、市街地に行動範囲、誘導域を拡大している個体もあり、人との遭遇も頻繁となっていることから、ニホンカモシカにつきましても生息数や生息域の調査、受け皿としての山、植生の能力などを調査し、特別天然記念物であることから、国・県とも十分に協議しながら、保護対策、被害対策を講じてまいらなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、改めて申し上げますが、今回の当プロジェクトチームによる報告は、下北半島の北限のニホンザル、ニホンカモシカと人との共生という視点から、その対策等を報告書としてまとめたものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） まず、生活保護の件についてでございますが、いろいろ個々にみんな事情が違うわけで、その対応もまた難しいものがあるとは思いますが、今市長が答弁されたように、本庁に専門職の配置をしていると、そして各庁舎にも人員を配置していると。人事異動をしてからまだ2カ月だということで、長期的な目で職員の質を向上させていくというようなご答弁がありました

が、ただ日々刻々と高齢世帯の経済的な問題が深刻化しているというような状況がありますので、テレビ電話を使うとか、あるいは出向いて相談というようなことも、持てるそうした資源を、人的な資源も含めてフルに活用して、いやしくも窓口に対象者が出向いていったときに誤った対応をなさらないようなことにしていただきたいと、こう思うのであります。その辺の決意について市長からご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） テレビ電話を使うというのは、私のアイデアで書き込ませました。

生活保護というのは、本当に難しいのです。半分は断るような相手になるのです。しかし、下手な話の仕方をしてはいけないのは当然のことです。

先ほどの答弁で申し上げましたが、できるだけ合議で対策を講ずるということで、実は秘書課にもテレビ電話はあるのです。一度も使ったことはないのです。だけれども、せっかくこういういい道具があるので活用して、本庁にまで来ていただくようなむだをしなくてもいいようにしたいと、そう考えておりますので、心を配って丁寧な対応をすると、そういうつもりでおります。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 先ほども申しましたが、職員の対応マニュアルといいますが、そうしたものについての平準化をスピード化をやっていただきたいと、この件についてはそういうお願いでとどめおきたいと思えます。

次に、観光の件でございますが、森林管理署との単年度の契約になっているというような話でございますので、そして問題が既に昨年に発覚していたということで、例えば今年度野営場の管理について、もしかしたら契約できない、あるいは利用できないというような状況になるというような

可能性がまずあったというようなことだろうと思うので、そうした場合には、休みに、連休にキャンパーが集中するわけでございますので、始まりますので、その前に地域の皆さんへの周知もホームページとか、あるいは市の広報というのも十分わかるのですが、地元への説明というようなこともきちんとしていただきたいと、このように思います。

それから、危険木についても早急をお願いしたい。

そして、遊歩道の管理につきましても、もっと早い段階での対応を、スピード感を持ってやっていただきたい。いずれの項目につきましても、安全を第一としながら、観光産業に携わる方々の日々の生活がかかっているということを念頭に常に置きながら、現場を確認してスピード感を持って管理に当たっていただきたいということで、この部分で市長のご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市の面積が今青森県では一番広いのです。ですから、それぞれ分庁舎の職員が自分の守備範囲をまず第一に把握して本庁と協議をするというような形になっているわけですが、その連絡が多少おくれたということは否定できない事実であります。おっしゃるように、できるだけ素早く情報をキャッチし、その対応をするという姿勢を徹底させていきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 処分場の管理の問題でございますが、まず厚生労働省の定めた23項目の検査をやっているというようなことでございまして、基準を満たしている。そして、ダイオキシンについては平成12年度から平成16年度までは基準を満たしていたけれども、平成17年度では安全基準が1ピコグラムであるのに対して51倍の数値が検出されたというようなことでございまして、いわゆる

る保有水という、底にたまった水というようなことだろうと思うのですが、地下水というような言い方も、では本当に地下何十メートルものいわゆる飲料用の地下水を検査しているかということ、私はそうでないと思うのです。やはり埋め立て処分をしたたかだか3メートルか4メートルのところに観測用の井戸を掘りまして、それで一番核心部分のものを保有水、そしてその上流側、そしてもう一つは下流側というような3点の調査をしているようにございまして、言ってみれば保有水の部分が一番濃度が高いというのは、これは当然の話でございますが、地下水の検査をしているというようなご答弁になるわけですが、実は同じ程度の深さのものしか測定していないというような、私の調べではそう思っておりますが、この件についてご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 松ノ木道の旧最終処分場のダイオキシンの件についてお答えを申し上げます。

澤藤議員おっしゃいますとおり、保有水と地下水ということで、旧大畑町時代から同じ定点を定めまして、その水を調査いたしております。保有水はおっしゃいますとおり、ごみを埋め立てした底の部分ということになります。地下水は、さらにその下にあります地下水系を指してございまして、流れてくる上流の部分と下流の部分、2点で測定をしているということであります。

上流の部分につきましては下流より低いという数値は、経年で見ましても出ております。保有水は確かに平成17年度になりまして、澤藤議員がおっしゃいました51というような数値になって、前年が0.17ですから、突然高くなっているという、こういう状況がどういう状況なのか、私もちょっとまだ分析はできておりませんが、ただ地下水域に所属しております地下水につきまし

では、ピコグラムTEQパーリットルですけれども、上流で0.08、0.09、それから下流で0.083、直近で0.11というようなことで、直接環境に対する影響はないという所見を得ております。そういうことで、保有水は確かに底ですけれども、地下水につきましては地下水系まで当たっているというようなことで旧大畑町から引き継いでおります。

こういう処分場は、市長も申しあげましたとおり、以前はやはり自然の機能回復とか維持できる範囲で汚染物質、ごみを投入していたということで、そういう自然の環境容量に依存していたということでありました。定常的に長期にわたってそれぞれのまち、それから市の方で測定、いわゆるモニタリングしてきているわけですので、このモニタリングを続けることによって環境の汚染防止の対策のまず手始めというようなことで始めているわけです。このまま定常的長期にわたって続けていかなければならないものとして引き継いでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） どうも今の答弁をいただいたわけですが、この保有水はなぜ、委託をした検査会社でもよくわからないというようなことだろうと私は思うのです。事ほどさようにどうなるかわからないというようなものもあるのだと思うのです。ですから、保有水3メートルか4メートルのもの、そして私の調査では上流側、下流側といっても深いものではないのです。やっぱり3メートルか4メートルなのです。ですから、周辺環境、つまりもっと保有水から真っすぐ下に行っていないのかと、そしてもっと深い箇所での地下水への浸透はないのかというような危惧がやはりあるのです。だとすれば、民家で飲料用としている井戸水等を採取して検査する必要があるのかというようなことなのです。

それから、旧焼却場の場合ですけれども、周辺環境に影響がないのだというようなことの答弁でございましたけれども、ダイオキシンの検査はやっていないようなのです。このダイオキシンの検査も定期的に行って、周辺の人々が安心できる体制にしていきたい。ですから、当面このごみを持って行って処分してくださいというような言い方でないのですが、やはりもっとちゃんとした調査を、検査を定期的に行っていただきたいと、こういうことなのです。ご答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 旧むつ市の一般廃棄物最終処分場は、周辺の井戸の水を飲用等に使用していたものについてはすべて検査をしていました。それが検査のあり方だろうと思います。採水する手間は少しはかかります。検査する金はかかります。でも、地域の安全のためを考えれば予算を措置するべきであると考えます。

それから、ダイオキシンの検査も、検査業者は大体もうほとんど随意契約みたいな形でやっています。随意契約するのはよくないというご質問も今回ありますけれども、ずっと同じ業者にやっていたということがありますので、そこに加えるだけで、費用としてはそんな負担にならないだろうと考えますので、皆様方の安全に対する関心を理解しながら対応したいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 大変市長のご答弁ありがとうございます。

ついでにもう一つお願いしたいのですが、ちょっと先ほど申し忘れたのですが、春に雪解けに矢板から漏れ出している物すごく赤茶色のものが出ているのです。これ現場を確認されたと思いますが、それが非常に不安に感じている人が多いので、井戸というか、要するに検査用の井戸なのですけれども、この井戸の定点の検査以外に漏れ出して

いるものが何なのかというようなこともきちっと調査をいただいて、それを例えば看板等でそこで周知する、ついでにそういう形にしていれば、周辺の人々が安心できるのではないかなと、こう思いますので、これご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 松ノ木道の擁壁のところの水抜きのところの赤茶けた跡だと思います。私も見てまいりました。確かに赤茶けた水は、水がこぼれたのだらうというような状況です。鉄分が多分出ているのではないかなと思います。その成分については、実際に下まで滴り落ちている状態ではありません。途中で切れている状態ですので、採取できるかどうかわかりませんが、機会をとらえて成分を調べてみたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今の矢板から出ている水、その赤茶けたやつ、鉄分とかマンガンとかというようなものなのだろうとは思いますが、雪解けの季節にすごくあふれた状態で盛り上がり出てきますので、そのころが検査の適期かなと、こう思いますので、よろしくをお願いします。

次に、猿、カモシカ対策ですけれども、まず猿の、言葉は適切でないかもしれませんが、どの範囲に猿を封じ込めるといような意図なのか、保護区域をどういう設定の仕方をするのかというようなことについてご答弁をお願いします。簡潔をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 澤藤議員の猿の封じ込めの件ですが、現在私も猿の捕獲に当たりましては、県の特定保護鳥獣管理計画に基づいて、これを対処しております。ところが、県の特定保護管理計画の中には、猿の封じ込めのラインが明示されてございません。いわゆる土地区分という形で

は条項はありますが、この線引きがなされていないということで、平成19年度に保護管理計画が見直しになりますので、この時点で線引き、いわゆる生息区域、警戒区域、防除区域のライン引きをしていただくよう今後の交渉に臨みたいと思っておりますので、その時点で確定するというところでございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 猿については、随分進んだ調査研究をしていらっしゃるようで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、カモシカについてですけれども、カモシカについては縄張りを持つ動物であると。私のうちも、きっとあるカモシカの縄張りの中に入っているのだらうと思います、時々お見えになりますので。というのは、カモシカとは縄張りを持つ動物だと、ウシ科偶蹄目の動物で、ほかの県では捕獲したものを食肉として利用しているというようなことでございますので、やっぱりむつ市としてもこれを、青森県と言った方がいいのでしょうか、これを捕獲をして、普通は冬に捕獲をして食肉に使っているようですけれども、例えば夏でも捕獲をして、それを牧場で蓄養をして観光地で観光の資源として使えないかというようなご提案を実は申し上げたかったのですけれども、随分時間が押していますので、その辺の、国有林の中だったらカモシカ保護しますよと、だけれども民有林に来て畑とか、あるいは稚樹の新芽を食うというような被害に対しては捕獲をさせてもらいますよというようなことで、そういう対策と活用をしたいなど。これは、後で担当の方とも相談したいのですが、まず市長のこういう捕獲と活用という部分で考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） カモシカは特別天然記念物と

いう、猿が天然記念物でカモシカが特別天然記念物。ほかの県では捕獲して食用にしているところもございます。ですから、どういう理由で特別天然記念物になっているかということについて、今の時点で考え直す必要はあるだろうと。実は、猿についての調査チームをつくったのは、私の強い指示によってやっております。カモシカについても歴史をひもとき、今日的な解決方法が発見できないのかと。エゾシカも一時は天然記念物のような扱いだっただのが、今はジビエとして売っています。東京でエゾシカ食べれるのです。そういう道が開ければこれにこしたことはないだろうと思っております。

○議長（宮下順一郎） 14番。申し合わせの時間が間もなくでございます。ご協力のほどお願いいたします。

○14番（澤藤一雄） 3庁合意で捕獲を許可しているわけでございますが、保護区域を設定するというような形で、それ以外について捕獲をさせるというようなことのようにすけれども、環境庁、文化庁ですか、実は区域指定をしたいのだけれども、今のところは種の指定にしているというような、経過的な状況のようでございますので、ぜひ種の指定でなくて区域指定にさせていただくということで、青森県でもその保護区域を定めて、それ以外では捕獲するというような方向に持っていきけるような、それこそ市長の政治力を発揮して、ぜひともお願い申し上げたいと。

以上で終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

柴田峯生議員

○議長（宮下順一郎） 次は、柴田峯生議員の登壇を求めます。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 新むつクラブの柴田でございます。

質問の前に、脇野沢地区では、今年度はイワシがとれ出しております。ヒラメも大きいのと小さいのと、平均値がなくてとれておるようなのですが、いずれも値段が安くて漁師の人たちは四苦八苦という状況にあります。いずれにしましても、浜が活気出てきたということは、私は市長が変わったから魚もごあいさつに見えたのではないかと、このように思っております。歓迎したいと思います。

また、先ほど各議員もおっしゃいましたけれども、大畑クラブの亡き池田正利議員のご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、本題の質問に入ります。私は、大きくりにしまして、二つの事案について通告をいたしております。順を追って質問をいたします。

まず、中心市街地の整備と活性化についてお伺いします。合併後のむつ市を展望したとき、どうしても見落とすことができないのが旧むつ市の田名部と大湊のまちづくりの流れで、それを踏まえた今回の合併劇ではないでしょうか。歴史の流れと社会、政治、文化、経済の変革の中でどのような町並みの変化が読み取れるのか、私は先に述べた田名部と大湊を比較しながら観察してまいりました。地域にも足を運びましたし、地区民の声も伺いました。企業の移り変わりも調べましたが、どうもこの二つには行政の進行方向とか、計画の立案は立派なものがありますが、その実効性はい

ささか心もとない感じがしています。この見本に、合併した町村部の一議員として、その地域性を今後の市政に求める手だてについて探る観察であったわけであります。

観察の結果として、町並みに空き店舗が目立って多く、少子高齢化が都市計画の中に埋没し、住居が近郊に拡大散在、歩くお年寄りも子供の姿も見えませんが、先ほど鎌田議員に市長は向こう三軒両隣というお話をしましたが、その関連があります井戸端会議などは犯罪社会の動向に惑わされて見ることも、ざわつく声も聞こえません。このような現象から人口の減少も当然の推移として許容できます。これらの流れから見ると、町村部の末端地区が消え去るのも時間の問題でありましょう。

しかし、このマイナスの動きに歯どめをかけるのが市の行政であり、我々議会でなければなりません。NPO、企業、そして市民の新しい息吹に期待感はあるものの、停滞感を逆手にした発想を引き出していく行政の行動が今まさに求められています。財政が赤字では云々ではなく、知恵がプラスの志向につながります。私たちは、新しいむつ市のまちづくり計画に位置づけた地域の役割とその将来ビジョンに中央ゾーン（都市機能・にぎわい）に整備方針と主要施策を掲げ、中心市街地の整備と活性化を定めました。その中では、旧むつ市において平成12年度より数千万余りの予算をかけ作成されました潮風さわやか大湊計画が引き継がれています。全国650カ所のうち460番目の地区計画と伺っています。以下、大湊地区の道路事情などを含みながら、次の事項についてお尋ねをしたいと思ひます。

一つ目は、潮風さわやか大湊計画策定後の事業実施とその経過についてであります。大湊地区の名称が付された坂道と国道338号から分岐する海辺に至るバイパス延長についてを含めてご説明

をいただきたいと思います。

二つ目は、大湊駅前商店街のまちづくりについて、現状はどうなっているのかご説明いただきたいと思います。

三つ目は、今問題となっております下北駅と次に大きな駅であります大湊駅の将来性はいかがなものか、市長からお伺いしたいと思います。

四つ目は、やすらぎの海辺公園と海辺の道路整備の進捗状況についてですが、しもきた克雪ドームからやすらぎ公園に至る海浜の幹線道路と大湊地区の下通りの三差路から宇田までの海浜道路の状況を含めてご説明ください。

五つ目は、市として市民の振興、息吹を支える財政支援に要する将来の財政支出の見通しが明るい希望があるのかどうかお伺いしたいと思います。

六つ目は、前述の中心市街地の開発に関連しまして、旧町村分の中心街区の町並みも非常に停滞しております。市長は、選挙で当選される以前から合併後の各旧町村の状況をつぶさにごらんになっていると思ひます。そして、市長選挙後も各地を非常に精力的に巡回されております。そういったことから、4年後の選挙ということではないのですが、この旧町村部の中心地、大畑、川内、脇野沢についての市長の今後の抱負と考え方をお伺いしたいと思います。

次に、地方債の新しい制度の動きについてお伺いします。平成18年度一般会計の現計を見ますと、予算に重要な役割と位置を占めている地方債の残高は、合併町村の部分を組み入れたために前年度末で現在高が360億6,055万4,000円であります。単純に計算してみますと、市民1人当たり54万565円、1世帯当たりになりますと127万6円となっております。これを高いと見るか、また安いと見るかは、まだ平成17年度決算統計の全国数値が明らかになっていないので、比較できませんが、大

きな額であることには変わりありません。ちなみに、青森県は県民1人当たり、平成16年度の決算では100万円を超えておりまして、全国で高い方の上から20番目だそうです。

さて、今申し上げた起債額に平成18年度の予定額を14億3,590万円加算しますと、返済予定額は34億1,160万8,000円になっておりますから、これを控除すれば本年度末での残高は340億8,484万6,000円と総額では19億7,570万8,000円が減少する見込みであります。しかし、これには水道事業、下水事業、用地造成事業などの部分を含んでおりません。一般会計のみでこれだけですから安心してきるものではなく、財政の管理運営には十分心して当たることが要請されております。

さて、地方分権改革によって地方債の管理も、その団体の自主自立の立場から、議会の関与に比重を高めることから、国は協議の方式に転換いたしました。しかし、むつ市のように財政赤字を抱える市町村には、総務省の関与が厳しく許可制度として存続されます。むつ市には、財政改革プランはもとより、より厳格な財政再建計画に準じた財政健全化計画の提出が求められてくるものでありましょう。そこで、今後の地方債の新しい制度の動きについて、以下4点をお伺いします。

一つ目は、赤字を抱えたむつ市には、許可制度がどのような形で適用されますか。

二つ目は、平成17年度の確定した159億3,574万7,000円の標準財政額に対しまして、これは途中で交付税の変更によって変更されているとすれば、それもお示しいただきたいのですが、今後平成18年度に予測される標準財政規模は幾らになるのかお伺いしたいと思います。

三つ目は、赤字解消を図るための財政健全化計画は、むつ市には標準財政規模の5%以上に達すると適用されますが、その経過をお知らせいただきたいと思ひます。

四つ目は、新たな指標とされて従来の公債費比率ではなくて、実質公債費比率という制度が導入されます。そして、従来は15%前後でありましたが、今後は18%がこの起債の許可制度というものにラインが引かれると伺っております。また、減債基金というものがございしますが、むつ市の現状はどのようになっておりまして、その基準から申しますとどの程度不足額が出るのかお伺いしたいと思います。

以上、ご質問申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

中心市街地の整備と活性化についてのご質問の第1点目、潮風さわやか大湊計画策定後の事業実施とその経過についてであります。念のために申し上げますと、この計画は平成13年につくられたものでありまして、その後5年余の年月を経ていくということが大前提になっておるといふことであります。

この計画によりますと、柴田議員ご承知のとおり、市の中心市街地活性化基本計画は、合併市という特異性から、平成13年10月に全国的にも数少ない田名部地区と大湊地区の2地区を中心市街地活性化区域とし、策定したものであります。基本計画では、主に市や県など、行政が中心となって実施する市街地整備改善のための事業と、主に商業者が中心となって実施する商業等の活性化のための事業の二つの事業を大きな柱とし、中心市街地の活性化を図るための基本施策について示したものであります。

この基本計画に基づき、平成16年3月には主に商業者が中心となって実施する商業等の活性化のための事業をより具体化し、さまざまな主体が参

加するまちづくりを横断的かつ総合的に調整、プロデュースするまちづくり機関をむつ商工会議所TMOとして位置づけたTMO構想を認定したところであります。TMO、つまりはタウン・マネジメント・オーガニゼーションのそれぞれの頭文字をとったものでありますが、以来むつ商工会議所TMOでは、フラワーポット設置事業やイルミネーション事業、年末合同大売り出し事業などといった時節に合わせたソフト事業を中心に取り組んでおりまして、その効果が徐々にではありますが、にぎわいという形であらわれておるものと考えております。

一方、行政が中心となって整備する市街地整備改善のための事業では、田名部地区においては今春供用開始となりましたむつ来さまい館を整備したところでありまして、大湊地区では流雪溝の整備のほか、基本計画上のメニュー項目では、やすらぎの海辺公園及び海辺道路の整備を青森県が事業主体ではありますが、実施しておるところでありまして、この二つの事業の詳細については、大湊地区の名称が付された坂道及び国道338号から分岐するバイパス延長に関するものを含めまして、ご質問の第4点目でご説明申し上げます。

次に、第2点目の大湊駅前通り商店街のまちづくりについてであります。当商店街も、また近年空き店舗が目立ち、最近においても、しにせのスーパーが廃業するなど、宅地の郊外化と合わせ、ドーナツ化現象が一層深刻化しております。さきの国会でまちづくり三法のうち中心市街地活性化法、都市計画法が改正されました。これを受け、今後は商業振興面からの中心市街地の活性化だけではなく、都市計画制度を含めた公共公益施設等都市機能の適正な立地など、総体的な見地からの施策について議論する必要性が生じてまいるものと考えております。

また、全国の活性化の取り組み事例を見ますと、

多額の財源負担を要するハード整備より、個店や商店街の魅力を重視したソフト事業に対する取り組みが目につきます。1店1品運動であったり、空き店舗を利用した個性のあるチャレンジショップであったりと地域商店街には知恵と工夫を凝らした商店街づくりを期待するものであります。

次に、第3点目、大湊駅の将来性についてであります。市では利用者増加と利便性向上を図るため、大湊駅周辺整備事業として平成11年、身障者用を含む23台の車両駐車スペースやモニュメントなどを整備いたしましたところであります。大湊駅は、東北新幹線八戸駅開業以来、本州最北の駅としての認知度が一層増し、「きらきらみちのく号」の運行開始もあって、下北観光の一つの玄関口として今後も期待が寄せられておるところであります。

基本計画では、駅舎改築と駅裏未利用地の整備を掲げておりますが、現在の財政状況下では、その実現はかなり厳しいものがございます。本年8月施行が予定されておりますさきに申し上げました改正中心市街地活性化法では、まちづくり交付金等支援措置の大幅な拡充が盛り込まれたものとなっております。これら支援措置を利用するためには、新たな基本計画の認定が必要となるなど、所要の作業が生じてまいります。これらの国の施策を研究しつつ、その具体化に努めたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、やすらぎの海辺公園と海辺道路整備の進捗状況についてのご質問であります。初めにやすらぎの海辺公園についてお答えいたします。現在大湊地区において青森県とむつ市が共同で大湊港海岸の整備を図るため、エコ・コースト事業及びふるさと海岸整備事業を実施中でありまして。この事業は、中央公民館から大湊小学校までの約900メートルの海岸線に修景施設を備えた歩道を整備するもので、県が既設護岸の前面に新たな緩

傾斜護岸を整備し、市が既設護岸と新設護岸の間の約10メートルを埋め立て、歩道を整備するものであります。

事業の進捗状況といたしましては、平成17年度までに県の護岸整備が、暫定護岸ではありますが、184メートル整備されておりまして、平成18年度はさらに67メートルが整備される予定となっております。市の整備につきましては、県工事と調整のうえ、平成19年度には一部埋め立てに入れるものと考えております。

次に、海辺道路整備の進捗状況であります。大湊地区からしもきた克雪ドームまでの海辺道路につきましては、県が港整備交付金事業として実施しており、本年度は大荒川の橋りょう下部工、平成19年度は上部工に着手し、平成20年度の供用を目指しております。大湊地区の下通りの三差路から宇田までの道路整備ということですが、当該計画における整備区間は三差路から中央公民館付近までとなっております。計画区間における流雪溝の整備並びに路面の整備を実施し、冬期間における快適な歩行者空間の整備は終了しているものと考えております。なお、残る中央公民館から宇田間につきましては、別の道路事業において整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、冒頭でご質問のありました大湊地区の名称が付された坂道に係る雪対策必要路線は全部で17路線あり、このうち6路線につきましては、冬期間の融雪用ロードヒーティングを整備済みであります。残る11路線につきましては、近年の財政事情により事業に着手できない状況であります。しかし、雪道での交通事故防止の観点から、今後も積極的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、当該計画で示されております山側から海側への縦断道路につきましては、現在国道338号

バイパスから既存の市道を利用し、海側へ通り抜けることはできるものの、密集した家屋と小松野川に挟まれた狭隘な道路であることから、これを拡幅整備し、市街地としての一体性を高める計画となっております。しかし、既存道の拡幅をするためには、密集した家屋の移転等が必要になりますことから、移転に伴う補償等の問題があり、早い時期の事業着手は困難と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第5点目、市としての財政支援に要する財政支出の見通しについてであります。先ほど大湊駅の将来性についてのご質問でもご説明申し上げましたが、基本計画に示されているハード整備は大変厳しいものがあります。市の赤字解消を喫緊の課題として取り組む中であって、最少の経費で最大の効果を生む、より効果的な事業の選択が余儀なくされているのが現状であります。現在の基本計画は、将来的な国などの支援を想定し、地域住民が必要としているものを掲げたものでありまして、いわば支援を受ける環境整備を基本計画の策定という形で行ったものであります。今活性化の基本法律であります改正中心市街地活性化法が動き出します。いま一度計画の見直しと事業の選択が必要とされることとなりますが、その時点、その時点において赤字解消計画との整合性を保ちつつ、所要財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

第6点目、旧町村部の中心街区の町並み再生についてであります。旧町村それぞれの中心街区は、これまでの長い歴史と伝統、文化などの地域特性の中で形成されてきたものであります。改正中心市街地活性化法では、中心市街地の該当要件として、相当数の小売商業者の集積と都市機能の相当程度の集積を要件とした集積要件のほか、市街地の土地利用及び商業活動の状況等から見て、

機能的な都市活動の確保または経済活力の維持に支障を生じ、または生ずるおそれがあると認められることの趨勢要件や、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが周辺地域の発展に有効となる広域効果要件といった三つの要件が掲げられておりまして、旧町村部では、この要件を満たさないことが考えられます。

また、都市計画区域を定めているのは、旧町村部では大畑地区だけと、地区それぞれに土地利用や商業環境といった街区形態もまた異なることから、地区中心街区の再生に当たっては、それぞれの地区に適した再生手法をあらゆる角度から研究協議が必要と考えるところであります。

新市まちづくり計画の方針にもお示しいたしておりますが、地域の個性を生かした特色あるまちづくりを目指し、地域性や伝統文化のよさを生かしたそれぞれの実情に合った身の丈規模での再生施策を商工団体を初めとする関係者の皆様方から意見をちょうだいしながら協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜ります。

次に、地方債についてのお尋ねにつきましては、企画部長から答弁させます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、続きまして地方債の新しい制度の動きについてのお尋ねでございますが、これにつきましては、ただいま非常に細かいところまでご指摘いただきまして、そのままそのとおりの状況でございます。

まず、1点目の赤字を抱えたむつ市には許可制度がどのような形で適用されるのかとお尋ねでございますが、地方債につきましては、今年度からこれまでの許可制度が廃止されまして、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、協議制度へ移行することになりました。しかしながら、地方債の信用維持

等の観点から、実質赤字額が一定以上大きい地方公共団体、実質公債費比率が一定以上の地方公共団体、赤字の公営企業等の起債等につきましては引き続き総務大臣並びに都道府県知事の許可を受けなければならないこととされ、早期に財政健全化に取り組むべく是正措置が導入されているものであります。当市におきましては、現在作成中であります平成17年度の地方財政状況調査において、実質公債費比率等が算定されるものであります。実質赤字見込額が24億8,817万7,000円となり、実質赤字基準額であります標準財政規模の5.3%、8億9,863万7,000円を大きく上回っていること、また実質公債費比率においても約21%と推計されますことから、基準値の18%を上回ることになりまして、これまでと同様に許可団体となる予定でございます。

次に、2点目の平成18年度の標準財政規模についてでございますが、地方債の協議制度におきまして標準財政規模の算定につきましては、地方財政法施行令において、平成18年度までの特例規定がありまして、これまでの標準税収入額等と普通交付税を合算した額に臨時財政対策債発行可能額を加算することになりました。その結果平成17年度の標準財政規模の額は169億5,912万4,000円で確定となりましたが、平成18年度につきましては、来月上旬の普通交付税算定時に確定となりますが、ほぼ前年度並みの規模になるものと予測をいたしております。

次に、3点目の赤字解消を図るための財政健全化計画は、むつ市には標準財政規模の5%以上に達する場合は適用されるかについてでございますが、実質赤字基準額の算定につきましては、標準財政規模の50億円以上から200億円未満では10%から5%と段階的に設定されているところでございます。当市の場合は、標準財政規模の5.3%、8億9,863万7,000円以上になると財政健全化計画

の策定となりますが、平成17年度の実質赤字見込額が当該基準額を大幅に上回っておりますことから、財政健全化計画の策定が義務づけられます。当該計画の内容、その実施状況等が勘案されまして、地方債発行の許可の判断がされるものと思っております。

なお、現時点において財政健全化計画の策定要領等が示されていませんが、県に対しての財政運営計画の策定以上に厳しいものになるものと受けとめております。

次に、4点目の新たな指標とされる実質公債費比率18%と減債基金の積み立て不足額についてでございますが、実質公債費比率につきましては、現行の起債制限比率の算定に満期一括償還方式の地方債に係る年度割相当額、公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に係る負担金と及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものが新たに準元利償還金として加えられ、これに係る普通交付税算入額についても算定に加えられるものであります。

なお、実質公債費比率に算入する地方債の元利償還金につきましては、繰上償還に係るものや満期一括償還方式の地方債の元金償還等が除かれるものであります。満期一括償還方式の地方債に係る減債基金の積み立て不足額がある場合、当該不足額が算定に加えられるものであります。ちなみに、むつ市の今の減債基金でございますが、ほとんどないに等しいわけですが、38万円ちょっとでございます。ただ、この満期一括償還の起債というのが今はありませんので、この分の積み立て不足額は考えなくてもいいというような状況でございます。

実質公債費比率が18%以上の地方公共団体につきましては、実質公債費比率の適正化を図るための計画の策定が義務づけられ、当該計画の内容、

その実施状況等が勘案されまして、地方債発行の許可の判断がされるものと思っております。さらに、25%以上35%未満では、一般単独事業の一般事業や公共用地先行取得等事業が、また35%以上になりますと、前述の事業のほか一般公共事業や公営住宅建設事業と大半の事業が許可されないものとなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、回答させていただきました。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず、市長からご答弁いただきました大湊駅中心の問題につきまして、こうして伺いますと、ハードな面を主体にして、かなりの事業がされていると。特に旧大湊を見ますと、大平地区がいわゆる大型店舗を中心に拡大しております。大湊地区がそれに引きずられるような状況になっているというのが現状の認識だろうと思っております。しかし、その中でいろんなハードの面の事業が行われておりますが、そのハードな部分がいわゆる市民に対して知らされていないという事情も私は今回の調査で感じたわけでありまして。やはり市長常々お考えだと思いますけれども、田名部、大湊が合併して、よくお年寄りの方に伺いますと、大湊に何もしてくれない、何もしてくれないという非常にマイナス面の表現が多かったわけでありまして。市長のお父さんはもともと大湊の地域で政治家を目指した方だと私は認識しているのですが、その辺が十分地域の住民に浸透していないという認識を持ったわけでありまして。今後そういった意味で、このまちづくりの現状というものを今回議会でご答弁いただきましたから、これが広報などに載りますと、非常に大湊の方も大湊の事業というものに関心を持ってくるのではないかとまず私印象を持ったわけです。

そこで伺いますのは、後で村川議員も質問する

と思いますので、大要は省きたいと思いますが、しもきた克雪ドームからいわゆる海辺の公園までの道路、その整備が県と市と協力してやっているわけですが、その整備がまず第一中央地区へ大湊地区の人たちを引きつける、そして関心を高めていく一つの幹線道路だと思います。それを、今後計画の中身をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。まず最初をお願いしたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 父親の話が出ましたので、若干説明しますと、1回目の市長選挙では、田名部地区で負け、大湊地区で負け、足したら勝っていたという選挙をやっております。大湊駅前の広場を改修したら、初めて大湊のために仕事をしてくれたと言われたのです。その前に学校を二つつくって、公民館つくって、坂道を電気で雪を解かすようにしてやっているのです。でも、何もやってくれないと言うのです。それは、要するに、こういう言い方は大変失礼なのですが、お許しをいただきたいと思いますが、田名部の方が人口の6割あるのです。大湊は4割です。いわば少し引け目を感じているので、田名部に建ったものは大きく見えるのです。今のしもきた克雪ドームだって、あれは大湊地区です。そういう先入主があって何もやってくれないという話になっていると思うのですが、そういうことはないと思います。

道路のことについては、建設部長あるいは副理事から答弁をさせます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

海辺道路の整備の事業につきましては、先ほど市長から答弁がありましたように、県が港整備交付金事業として実施しておりまして、本年度は橋の下部工、そして平成19年度は上部工に着手して、平成20年度に供用を目指すということでございま

すが、その道路の幅ですけれども、18.5メートルの道路幅を設けております。さらに、歩道につきましては、各5メートルの幅員で考えております。橋は22メートルになっております。道路につきましては、以上のようにございますけれども、それに関連して、大湊港の岸壁の耐震強化整備事業等も実施する予定になっております。これは、全長260メートル、水深が7.5メートルになっております。その事業費が2億5,200万円、そのうち市が負担する分は8分の1で3,150万円になっております。

それから、道路の関係でございますけれども、1,800万円の事業費で、市の負担分はその6分の1、300万円になっております。さらに、防災緑地2.84ヘクタール整備される予定でございますけれども、これは球技ができたり、緊急時にはヘリポートとして使用できるものでございます。その事業費は3,000万円でございます、市の負担分は10分の1の300万円になっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 計画が進んでおるわけですが、まず開通見込みはいつごろなのですか。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） とりあえず暫定供用開始ということで平成20年となっております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） あと2年我慢するということになるだろうと思います。

そこで、話題を変えまして、名前のあるいわゆる坂道でございます。担当の方から資料をいただきました。地区を渡りまして、全部で17路線です。これ見ますと、融雪の施されたところが6カ所で、ほとんど平成15年度までに完了しておるわけですが、道路の延長に際して実質大体30メートル、長いので45メートルなわけですから、融雪の場所が

当然下と上に中心になっているわけです。したがって、積雪の時期には地域住民の方からお話を伺いました。そうしますと、霊柩車が上るのも大変だと、こういうふうなお話をなさっていた方もあります。そこで、しかし市としてはこれを見ますと相当多額のお金をつぎ込んでおられます。そのことはよくわかったのですが、それと同時に、この融雪を維持するために灯油代、あるいは電気料、かなりの金額が出費されていることも事実であります。こういうことを考えますと、この17本の道路を全部こういった形にするということは、市長もさっき申されたように、現在の財政事情からすれば大変なことになるだろうと私も理解します。

そこで、提案したいのですが、実は大湊の駅長とお会いしまして、私的にお話を伺ったのです。そのときに、今大湊駅においでになる方は減ってはおりないそうです。むしろいわゆるジバングと申しますか、ああいう形で65歳を超えると特殊な割引制度を設けているために、それを利用したお年寄りの方でご夫婦で来る方、あるいはグループでおいでになる方、かなり多いのだそうです。そして、大湊駅において、一つは足の問題です。これは、JRバスを利用する形、あるいは駅のレンタカーを借りると、こういう方もあるそうです。そこで、その人たちの要望を聞きますと、大湊の町中を散策したいけれども、タクシー代全部ではかなり高いと。したがって、タクシー会社の方々が何かコースを設けて特別割引制度というようなもので活用する方法がまず一つ考えられると思うのです。

それから、もう一つは、私の提案ですけれども、実は大湊の町中には、あの坂を利用して、特に海辺の公園というのが非常によろしいと私は思うのです。特に朝日が上る姿というのは、私は小さいときから大湊を知ってしまして、特にまた昭和30年代でも大湊のあの辺のお宿に泊まって朝日を

望んだことも何度もあるわけです。今あれだけ埋め立てをして海を確保しているわけですから、あそこの海岸なり、あの坂を利用したいいわゆる朝日を望むという散策路のようなものが私は必要ではないかと思うのです。お年寄りの人とお会いしまして聞きましたら、坂を上るのにへとへとだと。車を押して上るわけには当然いきませんので、何か手すりのようなものがあれば何とかなるといってお話も伺ったわけです。

そこで、今、これは保健福祉部の所管になると思うのですが、7月から始まる介護保険の予防制度というのが非常にこれから重視されるわけなのですが、ジョギングする人たちのために、特に高齢者のジョギングのためには、私はこの17路線の中の何カ所か、2カ所あれば一回りできるわけですが、できれば人が歩く程度でも結構ですから、階段を設けていただいて、そして手すりをつけると。途中で展望の場所を設ける。先ほどの市長の答弁によりますと、三差路から宇田へ抜ける通りの中で海辺を埋め立てして、そこで展望の広場を設けると言いましたけれども、下から見るのと上から見るのでは全然違います。あの坂道、斜度がこれによりますと、一番大きいので14.2%ですか、かなりきつい斜面なのです。ですから、それをぜひ調べていただいて、2本ぐらいで循環できるような今後の計画、まちづくり計画の中に織り込んでいただけないかと思うのですが、市長、いかがでしょう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政的に非常に辛い時期でありますから、ご提案として伺うという答弁が最大の答弁なのでありますけれども、大湊の坂道の周辺というのは、かなり人家が道路に狭いところに建っている、そういう状況があります。大湊小学校を建設する際には、市役所に部長級の職員がいますけれども、その人のご両親が土地を分けて

くれたというようなこともありましたが、なかなか公共用地というのは取得できないという状況があります。柴田議員がおっしゃるような環境に優しい、お年寄りに優しいものをつくるのだということであれば、どういう反応が出るか、これは町内会長の会議などでも申し上げて反応をうかがってみるということもあろうかと思いますが、まず何より先に丸っこがないものですから、三つぐらいのハードルがあるということでもありますので、ご提案はご提案としてありがたくちょうだいしますが、十分検討させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） それで、市長は最初の鎌田議員の質問で大湊港の問題にも触れましたが、大湊港は、見えていますとロシアからの木材輸入が主力だと思います。あと外国への輸出、北朝鮮と開けていたら、自転車でも輸送できるのではないかと思うのですけれども、あれだけ整備していくわけですから、その辺の整備にかかる金は制度的なものでしょうけれども、今申し上げたようなもの、あるいは関根浜に2億5,000万円もばいと寄附をいただけるわけですから、そういう面での働きかけも、特に大湊海上自衛隊、それと釜臥山の面でも航空自衛隊にむつ市民も協力しているわけですから、そういう面もひとつ考えて今後働きかけをしていただきたいということを、これは要望しておきます。

それと、大湊地区の関係では、民間での協議会というのができて、市長も今後見直しのためにはそういう関係者と協議していくと、こうおっしゃっています。特につい最近大湊の何とかクラブというところで、大間のマグロで有名な方、県の教育委員もなさっているのですけれども、マグロで有名な方を連れてきて、まちづくりの動きをしております。ああいうささやかなものがやっぱり私は多く大湊に広がってほしいと思うわけで

す。これは、社会教育の分野で教育の分野もあるでしょうけれども、ひとつ企画の分野でも、あるいは介護保険等から見たそういう分野でも新たな活動を、これはソフトですから、そんなにお金がかからないと思いますので、そういう面をご配慮していけば、かなり大湊の人たちの心も明るい方向に向かっていくのではないかと、私はそういう推測をいたしております。何とかそういった面で大湊の活性化のために努力していただきたいと、こう思います。

それと、大湊駅の問題につきましては、駅長は今は何とも申し上げられないと。しかし、大湊に来るお客さんは学生もそういうお年寄りも減っていないので、大湊の駅は非常に大事で残したいと、こういうお話をしております。これは、我々西通りにとりましても、下北駅を主として整備されることも大事ですが、大湊駅を持続することも西通り地区の住民にとっても大きく役立つわけですので、その辺を十分今後の施策に反映させていただきたいと、こう思います。これ市長にお願いしておきます。

さて、時間もありませんので、財政の方に移りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 柴田議員、申し合わせ時間が間もなくでございますので、ご協力のほどお願いいたします。

○18番（柴田峯生） 実質的に交付税は伸びないわけですから、現状維持としても標準財政規模も同じぐらいになると思うのですが、ただ私はこの実質公債費比率の考え方、あるいは起債の許可制度の考え方には、過疎地域自立促進特別措置法とか、あるいは半島振興法とか、山村振興法とか、振興関連の幾つかの法律があるわけですが、その分野については含めないというような方向が今打ち出されております。そうすると、何が一番足かせになるかといえ、私は原発のお金の使い方だと思

うのです。そういった原発のお金を今回まだ基準財政需要額にも含めないという方向ですけれども、今後どう変わるか、これはわかりません。そこで、実質公債費比率の現在算定中だろうと思いますが、18%は超える可能性が高いのですか、どうでしょうか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 今の考え方でいきますと、全部考え方自体が隠れている部分を全部入れるということで計算されますので、出ておりませんが、それに近いか、それを超えるかぐらいではないかなとは思いますが、正確には出ていませんので、一応差し控えていただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） そうしますと、隠れた部分も出すということなのですが、公営企業に関する部分は含めたいと思うのですが、ただ一部事務組合の負担も含めるといって伺っていますので、そうしますと公営企業の部分も含めるのかなと思うのですが、その際足かせになるのが現在の公共用地造成事業だと思います。今回も14億円繰り上げたわけですが、これは最終的にはあくまでも除かれる見通しですか、どうですか。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 除かれます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 除かれる見通しであれば、一安心ということなのですが、いずれにしても財政は非常に厳しい。厳しい、厳しいだけではなくて、市長にお願いしたいことは、前の3人のご質問にも非常に精力的に将来に向けたご答弁をなさっているわけですが、今、ひとつ職員に夢を与えるというようなことで、海外研修も考えて、そして職員を養成するという考え方を含めた財政計

画をつくる考えはございませんか。その辺市長からお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 海外研修は、特に考えません。ただ、市町村振興会が実施しております年1人の派遣枠が今度は2人になるわけでありますから、今まではほとんど私が勝手に選んでいますけれども、ただし仕事のやる気のあるのを選ぶということを含め言葉にしておりますので、そういう点、多少は気力を奮い立たせることにはなるのかなと思っております。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） なぜ申し上げたかと申しますと、外国の地域で、田舎と称される地域で、中都市と称される地域で、やはり都市的なぬくもりを持った都市開発をしているところは、あるいはまちづくりしているところは、外国をよく見ている方が、言葉が過ぎるかもしれませんが、職員の一人がばかのようになって一生懸命やるのだと、そういう職員を養成しているのだそうです。したがって私は、むつ市にもそういう本当に市民のため考えた職員が生まれ出ることを、また生み出すことを希望しまして、質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

3時20分まで暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

大澤敬作議員

○議長（宮下順一郎） 次は、大澤敬作議員の登壇を求めます。23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） 一般質問の通告をしたのですが、最後の事項はちょっと要望みたいな通告になっていますが、市長には、ぜひとも答弁をしていただきたいと思います。

それでは、むつ市議会第188回定例会に当たり、日本共産党議員として幾つかの課題について一般質問をいたします。

第1に、漁業対策についてであります。川内町漁協、漁業ですが、干しナマコ、中国、あの膨大な人口を持っている中国に、この干しナマコが需要に応じ切れないという、そういう事態が発生しています。こういう現状であり、これまで行政の側も含めて指導して、宿野部、蛸崎の沖合に養殖が可能だと、こういう結論も出ておりました。ところが、質問の取り下げをしましたその課長補佐が、かえっていい方向に、むつ市経済部の水産課長も一緒に訪ねてきて、もっと県の、それは承認を得なければならないので、かえってここ本庁舎に配転されて、スムーズにいくようになりますよということで、やぶ蛇をつつくような、そういうことになるような私質問をしようとしたけれども、一応水産課長まで来てそういう説明をしてくれましたので、意を強くして、今後とも川内の漁業は振興の方向に行くのだなという、そういう気持ちでいっぱいでございます。

そして、これについては、水産課長が来て説明してくれたように、漁協から要望があれば、いつでも行きますよと、そういうことで県の承認も得て、そういう方向に進むという協議もされていません。

それから、2番目の問題ですが、川内地区のホタテ、川内貝の評価について、川内川というのは水量が県下で1番か2番なのです、多くて。それもあって川内地区のホタテ貝は、非常に味がすばらしい。送ってやって、その対比をして、川内地区のホタテ貝、これについては味もすばらしいし、取扱い金額では、このホタテの養殖成貝が41%、東奥日報の2月3日の報道で明らかになっております。そのように川内のホタテを守ることにについて前向きな理事者側のご答弁をお願いしておきます。

アカガイの養殖が軌道に乗り、これは東京の築地の市場へ出荷、こういうことでNHKのテレビでアカガイのにぎりずしの報道、これには心臓が破れるくらい本当に感動しました。このアカガイの養殖も3倍にふえているということ、こういう点で、川内町漁協さん、漁師の皆さん、行政指導も含めて評価しておりますが、今後振興のために一層の努力を期待します。こうした川内町漁協についての行政側の対応についての答弁を求めるものであります。

2番目は、ちょっと苦言ですけれども、合併問題について、合併をやめてもとに戻してはという声があるのです。合併に賛成した人からそういう言葉が上がる昨今ですから、大変な状態です。

まず第一に、手数料の値上げがあるのではないかと、そういうふうになくなったよとされているので、その内容を、合併協議会のその協議の中身のところを明らかにしてもらわないと、私ども大変な合併をして、賛成者でさえも合併しなければよかったというふうな、そういうことになっている昨今です。

手数料の値上げの中身と、それから長寿祝金、100歳まで長生きしたら50万円ではなくて100万円ということでしたら、1人対象になって100万円もらった100歳の長寿者がいます。まだ100歳超え

て生きている人が1人います。それが合併になって、100万円が50万円になってしまった。これは、合併してかえってまずい方向に行ったという答えが返ってきておりますので、これを前に戻せないのかどうか、そんなに金が大きく膨れ上がるものではないと思う、何もないので。私ども川内地区が何も無いのか、ほかの方はあるのかわかりませんが、そういう点で合併に対する苦情が出ないような対応の仕方をしていただきたいものだが、このように指摘をしながら、ご検討を願えないかご答弁をお願いしたいと思います。

次に、3番目の融雪溝の問題ですが、なぜか高野川と国道338号の国道沿いの仲崎地域、それから松川、宿野部、これまでの国道について、融雪溝がなくて大変な状態でありますので、これをいつやりますか。新聞によると、来年から何か着工するような、そういう報道もありますので、そういう点で国道のこの融雪溝について、いつからやるのか、この点を明確にしていきたいが、答弁を求めます。

なお、仲崎地域は、私も議員生活35年以上になるのですが、その仲崎地域が町道は一つの融雪溝なのです。こういう点では、ほかの方をやって怒られた経過もありますので、何でおれのところをやるのだと、砂利入れたら。そういうこともありますので、仲崎は私の住んでいるところで、町内の役員も40年ぐらいやっております。そういう点で、町道については仲崎地域、これは苦情がありませんので、ぜひともそれをやってほしいものだなと、このように考えておりますが、この町道についてもいつやりますか、お答えを願いたいと思います。

それから、排雪の問題です。合併になって、去年11月1日に降った雪が根雪になったのです。私今までの経験の中で、ことくらい大雪になったことはない。そういう中で、排雪、雪を投げるの

が1カ月かかって1回、こういう状態であれば、合併前だと3回は排雪をやっています、雪を投げています。そういう地域ですから、合併になって、この大雪に排雪を、しかもその1回が1カ月かかって排雪するという住民の不評の的になっている。合併前のように、少なくとも3回、4回、こういう方向で排雪をしていただきたいと思うのです。そういう点について、納得のいく答弁をしていただきたい。

以上で壇上からの質問としますが、納得のいく答弁を期待して終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 大澤議員のご質問にお答えいたしますが、質問の要旨は多分担当の者が聞き取りをさせていただいたことにお答えすればいいのだろうと思うのですが、主語がはっきりしない、何をどうしろとおっしゃったのかよく聞き取れませんでした。多分担当がお伺いしたことにお答えすればよろしいのだろうと思っておりますので、そのようにさせていただきます。

まず漁業であります。これについては川内町漁協にもっと協力しろという趣旨のように受け取られたのですが、おっしゃいますように、ナマコにしても、川内貝という貝はなくて、ホタテ貝でありますけれども、ホタテ貝にいたしましても、アカガイにしても、非常にいい成績を上げております。特に私中国建国50周年記念で、全国市長会の副会長という立場で中国に行ってまいりましたが、中華料理ごちそうになりましたが、ナマコ料理が出てこないのです。日本からは、川内で養殖が進む前、干しナマコにする前は、中国でナマコ食べなかったのです。その後食べてきました。でありますから、川内のナマコは、かつては函館で加工していましたが、現在は川内町内で加工するようになって、それが非常に品質がいいと

ということで、ナマコの密漁があるというのですから、いかにいい値段がついているか。これは、川内町漁協のヒット作品である、こう考えております。

それで、田野沢地区から桧川地区までの約16ヘクタールの増殖場における県や川内町漁協の調査結果では、1ヘクタール当たり約1万6,000個体、1.3トンのナマコの生息が確認されておる。これらの成果を踏まえて、現在地域水産物供給基盤整備事業により、新たに宿野部地先から蛸崎地先につきましても増殖場の整備を行っており。さらに、平成16年度から平成18年度にかけて、財団法人漁港漁場漁村技術研究所において、宿野部地先、長浜地先でホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場の造成実証調査を実施中であり、この調査でも稚ナマコの発生が確認されていると伺っているところでありまして、これらは県と川内町漁協が共同で進めている作業であります。特にホタテ貝殻を活用したナマコなどの増殖を目的とした試験事業につきましても、今年度から城ヶ沢地先と脇野沢地先でも県が事業主体となって取り組みを開始して、今後2カ年をかけてナマコの着生等の調査を行うことといたしております。

沿岸漁業の安定的な発展と水産資源の増大を図るための海の畑づくり、海の森づくりなど、新市沿岸地域で効果的、効率的に進めてまいるといいう考え方でございます。

次に、ご質問の第2点目、ホタテの評価についてであります。川内産ホタテ貝を含む陸奥湾産ホタテ貝につきましては、平成17年度は順調に推移し、川内地区の水揚げ量も約2,000トン、前年度の約600トンの3.3倍に上り、水揚げ金額につきましても平成13年度以来4年ぶりに3億円を超える生産量になったと伺っております。現在川内町漁協におきましては、ホタテ活貝をスーパー等への直販や宅配事業に向けて展開し、単価の高い活

貝の流通販売に積極的に取り組んでおり、市場からは北海道産に比べ型は小さいものの、甘みとうまみに富んでいると評価を得ていると伺っているところであります。このことは、川内地区の豊かな森がはぐくんだ水が川となり、陸奥湾へと注ぎ、良質な水産物の生産を支える重要な役割を果たしていると考えられるものであります。

次に、ご質問の第3点目のアカガイ養殖の評価についてであります。川内産アカガイにつきましては、平成17年度の取り扱い量が約142トン、生産金額では1億円を超え、養殖アカガイでは日本有数の生産量、生産金額となり、ホタテ、ナマコに次ぐ魚種に成長したことは承知しております。また、これまで課題となっておりました稚貝の採取につきましても、平成17年度には過去最高の採取数となったことから、川内町漁協では築地市場の大手業者と販路の拡大のための打ち合わせを行う予定であると伺っているところであります。いずれにいたしましても、この取り組みに対し、今後とも消費者ニーズや市場の動向、流通関係者の評価、競合産地の状況等を調査、分析するマーケティングリサーチを行い、その結果を生産現場にフィードバックし、反映させてまいる所存であります。現在陸奥湾内漁協の中で川内町漁協の経営がかなり安定度の高いものになっているということが高く評価したいと思いますし、その経営努力に対しても敬意をあらわしたいと思います。

次に、合併をやめてもとに戻せという声についてのご質問であります。まず手数料の値上げをするなどというご質問についてであります。各種手数料等にかかる手数料につきましては、合併協議会の場で各分科会まで掘り下げ、検討がなされた事項であります。一つの市になるに当たって住民生活に密接にかかわる部分での地域ごとの格差をできる限りなくし、住民負担を同等にするとい

うことは合併に際しての大前提であり、大きな命題でありました。合併協議会では、実に1,900項目にもわたる事務事業についての検討がなされており、その中でも手数料の問題は直接住民が負担する額を定めることとなるため、慎重な協議がなされ、国・県に準じて定めることが義務づけられている手数料を除き、各自治体が独自に決定できる手数料につきましては、合併市町村間における証明方法の統一性を図る必要から、新たに人件費等も含めた証明にかかる手数料の実費額を算定し、また県内他市や類似市の状況等も考慮に入れ、妥当な額として統一したものであります。ただ、どうしても手数料が上がる結果となった地域については、合併により上がったという思いがあるようではありますが、今後の戸籍システムの稼働や他のオンラインシステムの拡充等により、さらなるサービスの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜ります。

もう一つの合併をやめてもとに戻せという声がありますが、高齢者に対する祝金の支給についてであります。まず、高齢の市民に対する長寿祝金については、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者の功績をたたえ、その労をねぎらうことを目的とし、これまで青森県内でも数多くの市町村が70歳以上の高齢者に対して支給してまいりました。特に100歳到達者に対しては、高額な祝金が支出されていたようであります。

4市町村の合併前までの100歳到達者への長寿祝金の支給状況は、旧川内町と旧大畑町が100万円、旧脇野沢村が50万円をそれぞれ支給してまいりましたが、旧むつ市の場合は数え年で99歳の場合に3万円を支給していた状況にあります。これらの状況を踏まえ、合併協議の中では合併により市の規模が大きくなりますと対象者も相当数見込まれ、財政負担も大きくなることから、支給額を段階的に縮小するという方向で調整が図られ、合併

時にはむつ市以外の県内7市の支給額を参考にし、4市町村の平均的な金額をとり、50万円とする決定がなされたものであります。

今後の見通しについてであります。現在県内他市の状況を見ましても、合併を機に廃止する方向にあることに加え、高額な祝金の支給に関して、市民の理解を得られる状況になくなってきているとの判断から、市といたしましても、来年度からはこれを縮小する方向で検討してまいります。

大澤議員もご承知のとおり、社会福祉制度が大幅に改正され、ことしの4月からは新しい制度での介護福祉及び障害福祉事業が始まっております。市といたしましては、これらの事業の住民に対するサービスの向上や体制づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、融雪溝対策についてのご質問にお答えいたします。まず、川内町高野川、仲崎、宿野部などの国道をいつやるのか、時期を示せとのご質問であります。国道についてのお尋ねでありますから、確定的なお答えにならない場合もあるということをご承知願いたいと思いますが、豪雪地帯の恒久的な雪対策としての融雪溝の整備は、旧川内町において合併前から積極的に取り組まれてきており、その有効性が認められ、未整備地区からの整備要望が強まっていることは認識いたしております。そのような状況を踏まえ、平成18年度の青森県に対する重点要望に取り上げたことが功を奏してか、仲崎地区が採択され、平成18年度着工の運びとなった次第であります。残る地区につきましても、順次整備が図られるよう引き続き県に対して要望してまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市道の整備はいつやるのか、時期を示せとのご質問であります。国道部分の整備が平成18年度からスタートすることになったことで、国

道に並行して走る市道、通称旧道並びにそれに連絡する市道については、国道の整備と合わせて実施したいと考えており、本年度は調査設計に着手する予定であります。市道部分の工事については、平成19年度に着手し、平成20年度の完成を目指していきたいと考えておりますので、ご理解を賜ります。

次に、排雪をふやせとの住民の声にこたえよということですが、この質問もまた国道に関する質問でございます。排雪1回では住民が怒るのは当然である、ことし程度の降雪では従来は3回はやっている、住民の声にこたえるようにしてくれとのことですが、議員ご承知のとおり、早い時期に根雪になっております。そのため、12月より除雪体制に入りましたが、休むことなく3月中ごろまで雪が降り続いたため、市民の方々も大変ご苦労されたことと思っております。

ご質問の排雪区間は国道338号の川内仲崎地区とのことですが、道路状況は国道を管理する下北地域県民局地域整備部が常時パトロールを実施しており、川内庁舎においてもパトロールしておりますので、県とは連絡をとりながら対応してきたところであります。

当該区間の排雪は、1月10日から川内川寄りを実施し、20日から川内中学校寄りを実施しております。その後2月の中旬に再び排雪を予定していましたが、雨が降り続いたため、路面が解けた状態となって排雪を実施できなかったということでもあります。いつの段階で排雪を行うかについては、県担当者が除雪期間全体を見据えながらの大変難しい判断となりますが、市でもできる限り状況を把握し、県との連絡を密にすることで、より効率的な排雪ができるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 一応私は再質問をするわけで

すが、川内町漁協の問題で、ナマコの密漁があるのではないかと。これはないと思います。川内庁舎から本庁舎水産課に異動になった課長補佐からも、一回も密漁ということは聞いていなかった。水産課長は今後も漁業振興のために努力しますということで、この課長補佐が本庁舎に来て、県の承認を得なければナマコの養殖が進まないということになっていましたので、そういう点では漁業振興のためにぜひとも鋭意努力をしていただきたいということを重ねて要望をしておきます。

それから、川内町漁協の青年部、足が震えるくらいの大物から表彰を受けている。そういうふうには、小泉首相から表彰を受けても、そんなに足が震えるということはないと思うのですけれども、そういうことを聞いていますか。そういう点では、非常に漁協の青年部を私は胸が痛むくらい評価しているところであります。そういう点でありますので、ぜひとも密漁とか、そういうようなものについては、ぜひ青年部が胸を張って今後川内の漁業に振興策をもって当たれるように、市長、ぜひそういう点で見守って、振興のために力をかしていただきたいと思うのです。よろしく願いを申し上げます。

次に、合併の問題については、問題は合併前から決められていたと、合併すればこうなるというふうなのは、それは戸籍住民基本台帳は200円から300円になるもの、100円アップですね。それから、集団健診は1,000円から1,300円、そして先ほど言った長寿祝金、95歳が5万円だったのが88歳3万円と、こういうふうには減らされていますので、ぜひ長生きしてよかったというふうに言われるような方向でご検討を願いたい。これは、市長、お願いします。

それから、最後に言った、私これは合併に反対の最大の住民の苦情です。排雪を1年に1回というのは、今までないことです。3回なり、ことし

みたいな11月から根雪になるというような、そういう状態の中では、家がつぶれる、そういう状態ですので、ぜひとも雨降ってどうのこうのということではなくて、その住民の要望に沿った、合併しても、ああ、やってくれたということの意を持って対処していただきたい。この点はお答えを願います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 川内町漁協の平成18年度の総会に呼んでいただきまして、組合長さんが交代するという日でありましたが、組合長さんの予定者から伺った話が密漁であります。組合員が密漁しているという意味ではないです。少し危うげな感じの人が密漁しているという話でありましたので、私の発言に誤りがあるかのようなご指摘がございましたから、誤りではないということ念のため申し上げます。

手数料等については、ご要望ということでありましたから、ただ戸籍については、これ全部電算化した、割と早い時期に電算化しておりまして、そのためのコストが随分かかっておる。合併のための準備にも電算化を合併町村の分もやっておるということでありまして、そういう要素が含まれているということをご理解願いたいと思います。

高齢者祝金についても、ご要望と伺いました。

除雪であります、工事主体は県でございます。市の方では、特に川内地区のまちの中などは、もう除雪ではなくて排雪をしなければどうにもならないような小路に近い道路があるということで、特に私は指示をして、除雪をやるより排雪に近い状態をしるということをやっております。同じことを県に対しても要望はいたしておるところでございますが、1回しかやられなかったというのは、ことしの特殊な事情があるようでございますから、平成18年の冬が、また大雪であるようであれば、ことしの反省を踏まえて強く県の方に申し入

れをするということをご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 努力するような、そういう発言にとらえられたけれども、川内地区の本町の橋からむつ地区寄り、高野川を除いたところは、市道も融雪溝があるのです。だから、仲崎には、この市道の問題については、私は仲崎ということを行ったのですが、仲崎には病院あり、統合中学校あり、川内高校あり、こういう点での問題がありますので、ぜひともそういうところに苦情が来ないような方向での対応の仕方をしていただきたい。この点を病院とか、統合中学校だとか、高校だとか、そういう子供たちやそういう人たちが道路を歩けないということのないような対応の仕方を今後していただきたい。このことを強く要望いたします。私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで、大澤敬作議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月23日は本日上程されました議案第65号の質疑、討論及び採決並びに菊池広志議員、佐藤司議員、村川壽司議員、東健而議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時00分 散会

